

令和元年12月

# 治安の回顧と展望

(令和元年版)

警察庁警備局

※ 掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和元年11月30日現在の  
ものである。

※ 「令和元年中」には、平成31年1月1日から同年4月30日までの期  
間を含む。

※ 外国の事象は、現地時間で表記。

## 目次

<b>第1章 治安を取り巻く諸情勢</b> .....	1
<b>第1 国際関係</b> .....	1
1 北朝鮮をめぐる情勢 .....	1
(1) 金正恩朝鮮労働党委員長による「新年の辞」 .....	1
(2) 各国との首脳会談等の開催状況 .....	2
(3) 最高人民会議等 .....	5
(4) 北朝鮮によるミサイル発射動向 .....	6
2 中国をめぐる情勢 .....	7
(1) 習近平指導部の動向 .....	7
(2) 人民解放軍の動向 .....	8
(3) 香港情勢 .....	10
(4) 台湾情勢 .....	11
3 ロシアをめぐる情勢 .....	12
(1) プーチン政権の動向 .....	12
(2) 米国への対応 .....	13
(3) シリアへの対応 .....	14
(4) ウクライナへの対応 .....	15
4 日韓関係をめぐる動向 .....	16
(1) 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる動向 .....	16
(2) 韓国向け輸出管理の運用見直しをめぐる動向 .....	17
(3) 日韓秘密軍事情報保護協定（日韓G S O M I A）をめぐる動向 .....	18
(4) 慰安婦問題に関する日韓合意をめぐる動向 .....	19
5 米中関係をめぐる動向 .....	19
(1) 米中間の貿易をめぐる動向 .....	19
(2) 「華為技術（ファーウェイ）」に対する制裁等をめぐる動向 .....	19
6 イラン核開発問題等をめぐる動向 .....	20
(1) 米国・イラン関係の緊張 .....	20
(2) イラン周辺の安全保障をめぐる動向 .....	21

<b>第 2 国内関係</b>	24
1 第19回統一地方選挙	24
2 第25回参議院議員通常選挙	24
3 第4次安倍第2次改造内閣	25
4 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向	26
(1) 工事の進捗状況等	26
(2) 県民投票と衆議院沖縄3区補欠選挙	27
5 原子力発電所の再稼働をめぐる動向	27
6 新たな外国人材の受入れ	28
7 経済・雇用情勢	29
<b>第 2 章 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る諸対策</b>	30
<b>第 1 情勢</b>	30
1 極左暴力集団情勢	30
2 国際テロ情勢	31
3 右翼情勢	31
4 その他の情勢	32
<b>第 2 対策</b>	32
1 警備体制の確立	32
2 警備措置	32
(1) 皇居・赤坂御用地周辺等における警備措置	32
(2) 即位礼正殿の儀における外国要人に対する警護	33
(3) 祝賀御列の儀における警備措置	33
(4) 大嘗宮の儀における警備措置	33
(5) 経空テロ対策・ドローン対策	33
3 国民の理解と協力の確保	34
4 極左暴力集団対策	34
5 国際テロ対策	34
6 右翼対策	35

<b>第3章</b>	<b>G20大阪サミット等に係る諸対策</b>	36
<b>第1</b>	<b>情勢</b>	36
1	国際テロ情勢	36
2	サイバー攻撃情勢	37
3	右翼情勢	37
4	反グローバリズム運動をめぐる情勢	37
5	極左暴力集団情勢	38
6	その他の情勢	38
<b>第2</b>	<b>対策</b>	39
1	警備体制の確立	39
2	警備措置	39
	(1) 主会場、首脳宿泊ホテル、空港、文化行事・夕食会場等 における警備措置	39
	(2) 経空テロ対策・ドローン対策	40
	(3) 水上警備対策	40
3	官民連携と国民の理解と協力の確保	41
	(1) 官民連携	41
	(2) 国民の理解と協力の確保	41
4	国際テロ対策	41
	(1) 外国治安情報機関との連携	42
	(2) 国内関係機関との連携	42
5	サイバー攻撃対策	42
6	右翼対策	42
7	反グローバリズム運動に伴う違法行為対策	42
8	極左暴力集団対策	43
<b>第4章</b>	<b>治安情勢</b>	44
<b>第1</b>	<b>公安情勢</b>	44
1	右翼及び右派系市民グループ	44

(1) 右翼の抗議・糾弾活動	44
(2) 右翼の違法行為の取締り	46
(3) 右派系市民グループをめぐる動向	46
2 極左暴力集団	47
(1) 革マル派	47
(2) 中核派	48
(3) 革労協	50
(4) 成田空港をめぐる情勢	50
(5) 極左暴力集団対策の推進	51
3 オウム真理教	52
(1) 教団の状況	52
(2) オウム真理教対策の推進	54
4 日本共産党	54
(1) 第19回統一地方選挙結果	54
(2) 第25回参議院議員通常選挙結果	55
(3) 野党共闘	55
(4) 第28回党大会に向けた動向	56
(5) 全国労働組合総連合の動向	58
5 大衆運動	59
(1) 沖縄県内における反基地運動	59
(2) 原子力政策をめぐる反対運動	59
(3) 憲法改正等をめぐる反対運動	60
(4) 反グローバリズム運動	60
(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動	60
<b>第2 外事情勢</b>	<b>62</b>
1 北朝鮮	62
(1) 朝鮮総聯	62
(2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙	63
(3) 北朝鮮からの木造船漂着事案	64
2 北朝鮮による拉致容疑事案	64
(1) 北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き	64

(2) 今後の取組	65
3 中国	65
(1) 日中関係	65
(2) 中国による対日諸工作等	67
4 ロシア	68
(1) 日露関係	68
(2) ロシアによる対日諸工作等	69
5 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策	70
(1) 国際的な取組	70
(2) 違法行為の取締り	71
6 不法滞在者対策	71
(1) 外国人入国者等の動向	71
(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策	71
<b>第3 国際テロ情勢</b>	<b>73</b>
1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威	73
(1) イスラム過激派	73
(2) 我が国を標的とするテロの脅威	74
2 日本赤軍及び「よど号」グループ	75
(1) 日本赤軍	75
(2) 「よど号」グループ	76
3 国際テロ対策	77
(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等	77
(2) 水際対策の強化	78
(3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策	78
(4) 重要施設の警戒	79
(5) NBCテロ対策	80
(6) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化	80
(7) スカイ・マーシャルの運用	81
(8) 防衛省・自衛隊との連携	81
(9) 武力攻撃事態等への対処	81

(10) 国際協力の推進 .....	82
<b>第4章 サイバー空間における警備情勢 .....</b>	<b>83</b>
1 サイバー攻撃の脅威 .....	83
(1) サイバーテロ .....	83
(2) サイバーインテリジェンス .....	83
2 国内外におけるサイバー攻撃の発生状況 .....	84
(1) 国内 .....	84
(2) 国外 .....	85
3 サイバー攻撃対策 .....	87
(1) 体制 .....	87
(2) サイバー攻撃の実態解明 .....	88
(3) 官民連携の推進 .....	89
(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた サイバー攻撃対策の推進 .....	90
<b>第5章 警備実施 .....</b>	<b>91</b>
<b>第1節 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた警備諸対策 .....</b>	<b>91</b>
1 政府における枠組み .....	91
2 警察の取組 .....	92
<b>第2節 警衛・警護 .....</b>	<b>94</b>
1 警衛 .....	94
2 警護 .....	94
(1) 外国要人 .....	94
(2) 国内要人 .....	95
<b>第6章 自然災害等への対応 .....</b>	<b>96</b>
<b>第1節 東日本大震災等を踏まえた大規模災害への備え .....</b>	<b>96</b>
<b>第2節 地震による被害 .....</b>	<b>96</b>

1	山形県沖を震源とする地震の概要	96
2	警察措置等	97
<b>第3</b>	<b>大雨による被害</b>	97
1	大雨の概要	97
(1)	6月下旬からの大雨	97
(2)	令和元年8月の前線に伴う大雨	97
(3)	低気圧等による大雨（令和元年10月24日から26日）	98
2	警察措置等	98
(1)	6月下旬からの大雨	98
(2)	令和元年8月の前線に伴う大雨	98
(3)	低気圧等による大雨（令和元年10月24日から26日）	98
(4)	その他の大雨への対応等	99
<b>第4</b>	<b>台風による被害</b>	99
1	台風の概要	99
(1)	台風第8号	99
(2)	台風第10号	99
(3)	台風第15号	100
(4)	台風第19号	100
2	警察措置等	100
(1)	台風第15号	100
(2)	台風第19号	100
(3)	その他の台風への対応等	101
<b>第5</b>	<b>噴火による被害</b>	101
1	浅間山の噴火概要	101
2	警察措置等	101
<b>第6</b>	<b>各種感染症への対策</b>	102
1	新型インフルエンザ等への対応	102
2	その他国際的に脅威となる感染症への対応	102

## 資料

1	右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼運動に伴う事件の検挙状況 …	(1)
2	令和元年中における右翼等による主な事件の検挙状況 ……………	(2)
3	極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び極左事件の検挙状況 …	(3)
4	オウム真理教の拠点施設等 ……………	(4)
5	北朝鮮関係諜報事件一覧表 ……………	(5)
6	北朝鮮による拉致容疑事案 ……………	(7)
7	対北朝鮮措置に係る事件一覧表 ……………	(8)
8	大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件一覧表 ……………	(12)
9	来日外国人入管法違反の検挙人員の推移 ……………	(15)
10	国際テロ事件発生状況 ……………	(16)
11	令和元年中における主な行幸啓、行啓及びお成り一覧表 ……………	(17)
12	平成7年以降の主な自然災害による被害 ……………	(18)
13	令和元年中における警備関係事件主要判決 ……………	(19)
14	主要事件・災害等発生日・記念日一覧表 ……………	(21)

## 年表（平成30年12月～令和元年11月）

# 第1章 治安を取り巻く諸情勢

## 第1 国際関係

### 1 北朝鮮をめぐる情勢

#### (1) 金正恩朝鮮労働党委員長による「新年の辞」

##### ア 自力更生による経済建設を強調

北朝鮮の<sup>キムジョンウン</sup>金正恩朝鮮労働党委員長兼国務委員長（以下「金正恩委員長」という。）は、平成31年（2019年）1月1日、「新年の辞」を発表した。

金正恩委員長は、平成30年（2018年）を「我が党の自主路線と戦略的決断によって国内・海外の情勢で大きな変化が起こり、社会主義建設が新たな段階に入った歴史的な年」と総括した。その上で、金正恩委員長は、同年4月20日に開催された朝鮮労働党中央委員会第7期第3回全員会議で決定された「経済建設に総力を集中することに関する党の新たな戦略的路線」の貫徹に全人民が立ち上がり、自立経済の土台が一層強化されたと評価した。

また、金正恩委員長は、「今年、我々の前には国の自立的発展能力を拡大して強化し、社会主義建設の進歩のための確固たる展望を開かなければならないという闘争課題が提起されている」と主張するとともに、「自力更生の旗を高く掲げ、社会主義建設の新たな進撃路を開こう！」というスローガンを掲げ、自力更生による経済の活性化や科学技術の発展を呼び掛けた。

##### イ 対米国関係

金正恩委員長は、平成30年（2018年）の米朝首脳会談について、「朝米関係を劇的に転換させ、朝鮮半島と地域の平和・安全を保障することに大きく寄与した」と自賛し、「いつでも再び米国大統領と対座する準備ができており、必ず国際社会が歓迎する結果を出すために努力するであろう」と述べ、第2回米朝首脳会談への意欲を示した。

また、自らの非核化措置について、「既に、これ以上核兵器を製造も実験もせず、使用も拡散もしないということについて内外に宣言し、各種の

実践的諸措置を講じてきた」とした上で、「米国が信頼性のある措置を講じ、相応の実践的行動で応じるなら、両国関係はより一層確実に画期的な諸措置を講じていく過程を通じて立派に、かつ速い速度で前進することになるであろう」と述べ、まずは、米国が行動すべきとの立場を明確にした。

## ウ 対韓国関係

金正恩委員長は、平成30年（2018年）の南北関係の進展について、「まだ最初の一步にすぎない」としながらも、「驚異的な成果が短期間に収められた」などと高く評価した。

また、「北南間の協力と交流を全面的に拡大して発展させ、民族の和解と団結を強化して全同胞が北南関係改善の利益に実際に浴するようすべきである」などと述べ、韓国との更なる関係改善に意欲を示した。

## (2) 各国との首脳会談等の開催状況

### ア 金正恩委員長の訪中

金正恩委員長は、平成31年（2019年）1月8日から同月9日にかけて、中国・北京を訪問し、中国の習しゅう近きん平べい総書記と首脳会談を行った。北朝鮮メディアは、両首脳は会談で、「朝中両党・両国間の親善と団結、交流と協力」を発展させること及び「国際・地域問題、特に朝鮮半島情勢の管理と非核化協商（協議）の過程を共同で研究、操縦していく問題」に関して、踏み込んだ率直な意思疎通を行ったと報じた。

また、米朝協議に関し、金正恩委員長が「対話を通じた平和的解決を追求する我が方の基本的立場に変わりはない」とした上で、「朝米関係改善と非核化協商の過程に作り出された難関と憂慮」など、米国側の対応に不満を述べたのに対し、習近平総書記が、「朝鮮側が主張する原則的な諸問題は当然の要求」と北朝鮮側の不満に同調した上で、「中国側はこれまでと同様、今後も朝鮮の同志らの頼もしい後方」であるなどと述べたとしている。

なお、中国メディアの報道では、金正恩委員長が、「朝米指導者の2回目の会談が、国際社会が歓迎する成果を収めるために努力していく」などと、第2回米朝首脳会談について言及したことや、習近平総書記が「朝米が首脳会談を開くとともに、成果を収めることを支持し、朝米が同じ方向

に向かって進むことを希望する」などと述べ、米国との対話によって問題解決を図るよう金正恩委員長に促したことが伝えられた。

## イ 第2回米朝首脳会談の開催

首脳間の親書等のやり取りや実務協議を経て、平成31年（2019年）2月27日及び同月28日の2日間、金正恩委員長は、ベトナム・ハノイにおいて、米国のトランプ大統領と2回目の首脳会談を開催した。

しかし、2回目の首脳会談では、非核化に関する合意事項はなく、事実上の決裂に終わった。

米国側は、会談後、北朝鮮の完全な非核化と引換えに制裁解除及び経済支援を行うという「ビッグディール」を指向した交渉を行ったことを明かした。

これに対し、北朝鮮の李容浩<sup>リョングホ</sup>外相は、同年3月1日の記者会見で、米国に対して「人民生活に支障を与える項目の制裁を解除すれば、我々は寧辺<sup>ニョンピョン</sup>のプルトニウムとウランを含む全ての核物質生産施設を、米国専門家の立会いの下、両国の技術者の共同作業で永久的に完全に廃棄」することを提案したとするなど、米朝双方に隔たりがあったことを示唆した。

## ウ 金正恩委員長の初訪露

金正恩委員長は、平成31年（2019年）4月24日から同月27日にかけて、ロシアを訪問し、ロシアのプーチン大統領と首脳会談を行った。北朝鮮最高指導者の訪露は8年ぶりで、金正恩体制移行後初の訪問となった。首脳会談の冒頭、プーチン大統領が、朝鮮半島の平和体制確立のために積極的に関与していく姿勢を示し、金正恩委員長は、露朝が「情勢を共同管理すべき」だと主張した。また、プーチン大統領は、会談後の記者会見で、国際社会による北朝鮮に対する安全の保証の必要性、六者会合の有用性に言及したほか、北朝鮮との経済協力に意欲を示した。

## エ 習近平総書記の訪朝

習近平総書記は、金正恩委員長の招請により、令和元年（2019年）6月20日から同月21日にかけて、北朝鮮を国賓として訪問した。中国の最高指導者による北朝鮮の訪問は14年ぶりとなった。

北朝鮮メディアは、金正恩委員長は、習近平総書記の訪朝について、「朝

中親善の不変性と不敗性を全世界に誇示する決定的契機」などと高く評価したほか、両首脳は、「自国の状況と社会主義建設偉業を前進させるための両党、両国の人民の闘争において収められた成果」について認識の共有と連帯を表明し、今後の中朝関係について、「交流と協力を深化」することで合意したと報じた。

また、中国メディアの報道によれば、習近平総書記が、北朝鮮の「対話による解決」姿勢を高く評価した上で、「国際社会は、朝米が話し合いを続けるとともに、話し合いで成果を得ることを望んでいる」として、米朝間の対話による解決を求めるとともに、中国が北朝鮮の「合理的な安全保障及び発展に関する懸念を解消」するため、積極的に関与していく意向を示した。

これに対し金正恩委員長が、「この1年余り、朝鮮側は情勢の緊張を回避し、半島情勢を管理・コントロールするために多くの積極的な措置を執ってきたが、関係方面の前向きな反応を得ていない」などと、米国を念頭に不満を吐露したことが伝えられた。

## **オ 板門店で米朝首脳が面会**

第2回米朝首脳会談後、米朝協議はこう着状態であったが、令和元年（2019年）6月29日、韓国を訪問する際、トランプ大統領がツイッターに「もし北朝鮮の金委員長がこれを見ていれば、非武装地帯で彼と会うかもしれない」などと投稿したところ、翌30日、板門店での米朝首脳の面会が実現した。

同面会では、両首脳が米朝実務協議の再開に合意し、トランプ大統領は「数週間以内」に米朝実務協議が再開されるとの見通しを示した。

## **カ 米朝実務協議の開催**

米朝は、板門店での両首脳の面会后、3か月余りが経過した令和元年（2019年）10月5日、スウェーデン・ストックホルムで実務協議を開催したものの、北朝鮮が「決裂」と発表した。その後も、年末に期限を区切って、米国の北朝鮮に対する敵視政策が撤回されない限り、非核化協商（協議）に応じられないなどと主張しており、依然として米朝間の立場の隔たりは埋められていない。

### (3) 最高人民会議等

北朝鮮は、平成31年（2019年）4月10日、朝鮮労働党中央委員会第7期第4回全員会議（以下「総会」という。）を開催し、金正恩委員長が報告を行った。金正恩委員長は、同年2月の第2回米朝首脳会談後初めて自らの言葉で、同会談に関する「党の立場」を明らかにし、「自力的民族経済に基づき、（中略）制裁によって我が方を屈服させることができると血眼になって誤断している敵対勢力に深刻な打撃を与えるべきだ」と、米国をはじめとする国際社会による制裁に対抗する方針を明らかにした。また、金正恩委員長は、「経済強国建設が主たる政治的課題」と述べ、「自力更生と自立的民族経済はわれわれ式社会主義の存立の基礎、前進と発展の動力」であるなどと、「新年の辞」でも強調していた「自力更生」を繰り返し強調し、「自力で復興する新たな歴史を創造すること」を呼び掛けた。

北朝鮮は、総会に引き続き、同年4月11日及び同月12日の2日間、最高人民会議第14期第1回会議を開催し、同会議では、金正恩委員長が国務委員会委員長に再任されたほか、平成2年（1990年）5月に<sup>キムイルソン</sup>金日成国家主席が行って以来となる最高指導者としての施政演説を行った。同演説では、①社会主義強国建設偉業の完遂、②経済建設への国力集中と「自立的経済力」による政治・軍事的威力の強化、③南北・米朝関係の改善についての現状評価がなされ、今後の課題等が提示された。特に、米朝関係に関し、金正恩委員長は、それまでの米朝協議について「このような流れを極めて不快に思う」と批判しつつも、トランプ大統領個人とは「両国（米朝）の関係ほど敵対的ではなく、我々は依然として立派な関係を維持」していると言及した。その上で、「米国が正しい姿勢を持って我が方と共有することのできる方法論を見いだしたという条件下」であれば、第3回米朝首脳会談を「行う用意がある」、「今年末までは忍耐心を持って米国の勇断を待つ」と明らかにするなど、米国に姿勢転換を求めた。

なお、金正恩委員長は、一連の会議で党・国家指導機関の人事の入替えを行い、老幹部を引退させ、金正恩委員長自らの側近を取り立てるなど、体制の世代交代を図った。

また、北朝鮮は、最高人民会議第14期第1回会議と、その4か月後の令和

元年（2019年）8月29日に開催された同第2回会議において、それぞれ憲法改正を行ったところ、第1回会議における憲法改正では、国務委員会委員長に関し、「国家を代表する朝鮮民主主義人民共和国の最高領導者（憲法第100条）」と明記した。さらに、第2回会議では、「国務委員会委員長は全朝鮮人民の総意によって最高人民会議で選挙する（憲法第101条）」と規定するとともに、任務に関し、「最高人民会議法令、国務委員会の重要政令と決定を公布する（憲法第104条第3号）」、「外国に駐在する外交代表を任命又は召還（解任）する（憲法第104条第5号）」など、国務委員会委員長の権限を更に強化するなどして、金正恩委員長の権威をより一層高めた。

#### **(4) 北朝鮮によるミサイル発射動向**

北朝鮮は、令和元年（2019年）中、対話路線を継続しながらも、令和元年（2019年）5月から同年11月にかけて、新たに開発したとみられる弾道ミサイルの「試験発射」等を13回（注）にわたって行った。このうち、同年10月2日に発射された弾道ミサイルは、島根県隠岐諸島の島後沖の我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したとみられるところ、北朝鮮は、「周辺国家（複数）の安全にささいな否定的影響も与えなかった」などと主張した。また、北朝鮮はこれらミサイル等の発射に関し、「通常武器の開発措置」などと正当化する一方、同年8月5日から同月20日にかけて合同軍事演習を行った米韓両国を非難し、「米国と南朝鮮当局が繰り広げた合同軍事演習に適切な警告を送る機会になる」などと主張した。一方、北朝鮮のこうした動きに対し、トランプ大統領は、同年9月23日、米国・ニューヨークで行われた米韓首脳会談の場において、北朝鮮のミサイル発射動向について、「私たちは短距離ミサイルについては合意していない」、「そのこと自体は注目に値するような出来事ではない」などと、短距離ミサイルであれば問題視しない姿勢を示した。

北朝鮮は、こうしたミサイルの「試験発射」等を重ねることによって、弾道ミサイル関連技術の高度化や能力の向上を図っていると考えられる。

（注） 令和元年（2019年）5月4日、同月9日、7月25日、同月31日、8月2日、同月6日、同月10日、同月16日、同月24日、9月10日、10月2日、同月31日及び11月28日

## 2 中国をめぐる情勢

### (1) 習近平指導部の動向

#### ア 社会の不安定化等への懸念

平成31年（2019年）3月10日、チベット亡命政府があるインド北部ダラムサラにおいて、チベット動乱（注1）60年の記念式典が開催されるとともに、中国政府による長年の弾圧に対する抗議のデモ行進が行われた。

これに対し、中国最高人民検察院の張<sup>ちようぐん</sup>軍検察長は、同月12日、全国人民代表大会において、「テロや民族分裂、極端な宗教活動は断固として叩<sup>たた</sup>く」などと表明し、習近平指導部が、チベット族やウイグル族等の少数民族への取締りを強化する方針を示した。

平成元年（1989年）の天安門事件から30年となった令和元年（2019年）6月4日、中国当局は、天安門事件に関連する中国政府への抗議活動や追悼集会等の開催を警戒し、天安門広場やその周辺に多数の警察官を配置するなど、厳戒体制を敷いた。同日、香港では、民主派活動団体による追悼集会が開催され、過去最大規模の18万人（主催者発表）が参加した。

同年7月、いわゆるウルムチ暴動（注2）から10年が経過したことに合わせて、中国当局は、新疆<sup>しんきよう</sup>ウイグル自治区の首府ウルムチ市内に警察官を多数配置し厳戒体制を敷いた。米国政府は、同年9月24日、同国で開催された国連総会に合わせて「新疆における人権危機」と題する会合を開催し、中国が新疆で凄惨な弾圧を展開しているが、中国は直ちに弾圧を中止するべきであると指摘し、国際社会全体で中国に圧力を強めていくべきだと訴えた。

このように中国は、各記念日を契機とした抗議活動やそれによる社会の不安定化を強く警戒し、中国の人権状況が国際社会において厳しく批判される中においても、民主活動家を拘束したり、ウイグル族ら少数民族への監視を強化するなど、各記念日には厳戒体制を敷いた。

（注1） チベット動乱

昭和34年（1959年）、ダライ・ラマ14世が中国に拉致されると疑念を抱いたチベットのラサ市民数万人が中国人民解放軍と衝突した事件

（注2） ウルムチ暴動

平成21年（2009年）、新疆ウイグル自治区の首府ウルムチ市において、デモ行

進をしていたウイグル族の学生らが治安部隊と衝突した事案

## イ 建国70周年記念祝賀式典の開催

令和元年（2019年）10月1日、北京市内の天安門広場において、建国70周年記念祝賀式典と軍事パレードが行われた。

大規模な軍事パレードは、習近平指導部になって2年ぶり3回目であり、兵士約1万5,000人、ミサイルや戦車等約580の兵器、軍用機160機以上が参加し、過去最大規模のものとなったほか、米国本土を射程に収める新型大陸間弾道ミサイル「東風（DF）41」や極超音速滑空兵器を搭載するミサイル「東風（DF）17」が初公開された。

同式典の重要講話において習近平国家主席は、70年間における中国共産党の指導の下における国家の発展を自賛するとともに、「全国の各民族人民は、より緊密に団結しなければならない」と呼び掛け、求心力の維持を図った。また、香港・マカオ・台湾を念頭に、「平和統一・一国二制度」の堅持を表明するなどしたほか、名指しは避けつつも、「いかなる勢力も我が国の偉大な地位を揺るがすことはできない」と様々な問題で対立する米国をけん制した。

## (2) 人民解放軍の動向

### ア 国防白書

中国政府は、令和元年（2019年）7月24日、「新時代の中国の国防」と題する4年ぶりの国防白書を発表した。同白書は、2万7,000字に及び、習近平指導部では初めての「総合型国防白書」と位置付けられた。同白書は、中国政府が平成27年（2015年）11月から進める軍改革を「強軍の歴史的歩みを踏み出した」などと評価するとともに、引き続き経済の発展に合わせて国防費を増加させ、今世紀半ばまでに「世界一流の軍隊」を建設する目標も掲げた。

国際情勢については、「国際的な安全保障の不安定性が更に目立ち、世界は必ずしも平和とは言えない」と分析した上で、米中貿易摩擦等により対立を深める米国に対して、「米国が、単独主義的政策をとり、大国間の競争をあおり立て、世界の安定を損ねている」などと繰り返し批判し、対決姿勢を鮮明にした。台湾については、「中国から台湾を分裂させよう

とする動きがあれば、中国軍は一切の代償を惜しまない」などとし、武力行使も排除しない強硬な姿勢を示した。

また、尖閣諸島については、「中国固有の領土」であると主張した上で、尖閣諸島周辺海域で行っている艦船の航行について、「法に基づいて国家主権を行使している」と主張し、日本をけん制した。

その一方、国際社会で中国脅威論が高まる中、国連の平和維持活動や海上交通路における船舶の防護等の国際社会の安定に向けた貢献に積極的に取り組む考えを示した。

## イ 南シナ海をめぐる動向

中国は南シナ海のスプラトリー諸島やパラセル諸島で複数の人工島を建設し、軍事拠点化を加速させている。

令和元年（2019年）5月2日、米国国防総省は、中国の軍事力に関する年次報告書（2019年版）を発表し、中国が進める南シナ海の軍事拠点化に関し、スプラトリー諸島のファイアリークロス、スピ及びミスチーフの各岩礁で、平成30年（2018年）初めまでに、中国が砲台や航空施設、港湾施設等の建設を終えたことを明らかにした。

令和元年（2019年）6月2日、中国の魏鳳和<sup>ぎほうわ</sup>国務委員兼国防相は、シンガポールで行われたアジア安全保障会議において、中国が南シナ海の軍事拠点化を進めているとの指摘に関し、「域外国家が「航行の自由」の名を借り、大量の兵力を投入している」、「島々の防衛施設は自衛のためだ」などと述べ、米国を非難するとともに、人工島の軍事拠点化は自衛目的であると正当化した。

また、南シナ海をめぐることは、中国と東南アジア諸国連合（ASEAN）の一部加盟国との緊張が高まっている。

同年に入り、フィリピンがスプラトリー諸島内で実効支配するパグアサ島周辺で多数の中国船が確認されている。また、天然ガスや石油等の天然資源が豊富に埋蔵されているとされるリードバンクにおいて同月9日、中国漁船に衝突されたフィリピン漁船が沈没する事案が発生し、フィリピン国内で、中国や対中融和路線を取る政府に対する批判が強まっ

た。ベトナムの排他的経済水域（E E Z）では同年7月初旬、中国の海洋調査船の活動に中国海警局の艦船が同行し、ベトナムの艦船と数週間対峙するなど、緊張が高まった。ベトナムは中国に対し、「違法行為の停止」を求めたが、中国は「ベトナム側が中国の主権を尊重するよう望む」と主張しており、双方の主張が対立した。

A S E A Nは、中国との南シナ海をめぐる紛争回避のための協議を進めており、同年7月31日のA S E A N外相会議では、南シナ海での紛争防止に向けた「南シナ海に関する行動規範（C O C）」（以下「行動規範」という。）について議論し、各国の要望を列記する第1段階の作業を確認した。中国は、行動規範に域外国の関与を制限する条項を盛り込むよう提案したと報じられており、こうした背景には、米国の影響力を排除する狙いがあるものとみられる。

### (3) 香港情勢

平成31年（2019年）4月3日、香港の立法会は、犯罪人引渡し協定を結んでいない国・地域への犯罪人の引渡しを可能にする逃亡犯罪人条例等改正案（以下この目において「改正案」という。）の審議を開始した。改正案をめぐっては、民主活動家等の中国に都合の悪い人物が引渡しの対象になるおそれがあるとして、立法会での議論が紛糾したほか、市民の間でも改正案に対する危機感が強まった。

令和元年（2019年）6月9日、改正案に反対する香港の民主派団体は、香港島中心部で大規模なデモを行い、同デモには香港返還以来、最大規模となる103万人（主催者発表）が参加した。また、林鄭月娥<sup>りんていげつが</sup>行政長官が、改正案審議の無期限延期を発表した後に行われた、同月16日の香港の民主派団体主催の大規模抗議デモには約200万人（主催者発表）が参加した。林鄭月娥行政長官が改正案審議の無期限延期を表明した後も反対派は、「改正案の完全撤回」をはじめとする五大要求（注）を掲げた抗議活動を継続し、次第に活動地域を拡大させ、一部のデモ参加者は過激化した。

同年8月14日、我が国の外務省は、改正案をめぐり、一部の抗議活動について、警察不許可にもかかわらず抗議活動が行われたり、ゲリラ的な抗

議活動が行われるなど流動化傾向にあり、抗議者と警察当局の衝突がエスカレートしている傾向もみられるとして、「レベル1」の危険情報を出した。

同年9月4日、林鄭月娥行政長官は、改正案の完全撤回を表明するとともに、市民との対話の枠組みの設置等を含む4つの施策を発表するも、市民らは五大要求の達成を求め、デモを継続しており、収束のめどは立っていない。

同年11月24日、香港区議会選挙が行われた。香港メディアは、区議選で政府に批判的な立場の民主派が全議席の8割を超える議席を獲得したと報じた。民主派は、区議選の結果を受け、民意が示されたとして五大要求の達成に向けた取組を強めるものとみられるが、林鄭月娥行政長官は、「今年9月に説明したとおり、五大要求は再考しない」と要求に応じない姿勢を示しており、香港情勢の混乱の長期化が予想される。

(注) 五大要求

改正案の完全撤回、警察の暴力行為を調査する独立委員会の設置、逮捕者の訴追見送り、デモを「暴動」と認定した政府見解の取消し及び普通選挙の導入

#### (4) 台湾情勢

平成31年（2019年）1月2日、習近平国家主席は、中国が台湾に平和統一を呼び掛けた「台湾同胞に告げる書」発表から40周年の記念式典に出席し、経済協力を含む5項目の台湾政策に関する演説を行った。習近平国家主席は、「祖国統一は必須であり必然だ」とした上で、一つの国家に異なる制度の存在を認める「一国二制度」の具体化に向けた政治的対話を台湾に迫った。また、習近平国家主席は、「外部勢力の干渉や台独（台湾独立）分子に対する武力行使を放棄することは承諾しない」と述べたほか、蔡英文<sup>さいえいぶん</sup>政権への接近を強める米政権を念頭に、「台湾問題は中国の内政で、中国の核心的利益と民族感情に関わることであり、いかなる外部の干渉も許さない」などとけん制した。

この演説に対し、蔡英文総統は会見で、「台湾は「一国二制度」を絶対に受け入れない」と反発し、中台関係の発展のためには、新年の談話で発表した4つの条件（注）が必要であると改めて強調した。

緊張する中台関係に対し、米政権は、台湾やその周辺海域への関与を強

める方針を鮮明にしており、平成30年（2018年）12月には、台湾への定期的な武器供与、高官の台湾訪問等の提唱を含む「アジア再保証イニシアチブ法（A R I A）」を成立させたほか、令和元年（2019年）7月には、台湾に米軍の主力戦車や地对空ミサイル等計22億ドル（約2,400億円）相当を売却する方針を議会に通知した。

米台の接近を警戒する中国政府は、同月に発表した国防白書で、「台湾独立勢力が最大の脅威だ」と指摘し、同月末から同年8月にかけて、台湾周辺で大規模な軍事演習を行ったほか、同年8月1日から、中国大陸から台湾への個人旅行を当面の間、禁止する措置を公表した。中国政府には、米国との軍事的つながりを強める蔡英文政権に圧力をかける狙いがあるとみられる。

また、令和2年（2020年）1月に行われる台湾総統選挙をめぐり、親中色の強い野党・国民党候補の韓国瑜<sup>かんこくゆ</sup>氏が政権奪還を目指しているものの、香港における逃亡犯罪人条例等改正案に対する抗議活動を受け、台湾でも対中警戒感が強まる中、民進党・蔡英文総統の支持率が上昇している。

このほか、令和元年（2019年）9月、台湾と外交関係を有していた南太平洋のソロモン諸島及びキリバスが相次いで台湾と断交し、中国と国交を樹立させており、平成28年（2016年）5月の蔡英文政権の発足以降、台湾と断交した国は7か国となり、台湾が外交関係を有する国は15か国に減少した。

（注） 4つの条件

「中華民国（台湾）」の存在の事実を必ず認めること、台湾の自由・民主主義堅持を必ず尊重すること、必ず平和的で対等な形で双方の不一致に対処すること及び必ず政府又はそれに準ずる機関が腰を据えて話し合うこと

### 3 ロシアをめぐる情勢

#### (1) プーチン政権の動向

プーチン大統領は、平成26年（2014年）にウクライナのクリミアを「併合」して以降、非常に高い支持率を維持し、平成30年（2018年）3月のロシア大統領選挙では7割を超える得票率で圧勝した。しかし、同年6月に政府が受

給開始年齢を引き上げる年金改革法案を発表したところ支持率が低下し、野党等によるプーチン政権に対する抗議活動がロシア各地で行われている。

平成31年（2019年）3月7日、ロシア下院でインターネット上のフェイクニュースを禁止する法案等が可決された際には、野党勢力等の呼び掛けでロシア政府のインターネット規制に抗議するデモがロシア・モスクワ等で行われ、令和元年（2019年）6月、ロシアで政権に批判的な調査報道を続けてきた記者の逮捕に対し、モスクワで数千人規模とみられる無許可デモが行われた。

さらに、モスクワ市議会議員選挙の候補者をめぐる市選挙管理委員会の不正疑惑（注）に端を発し、同年7月中旬に始まったプーチン政権への抗議デモは、ロシア全土に拡大し、プーチン政権が直面した反政権デモでは二番目に大きい規模となった。

今後、こうした運動の規模がより拡大すれば、プーチン大統領の更なる支持率低下を招き、政権運営に支障を来す可能性もある。

（注） 不正疑惑

令和元年（2019年）9月投票のモスクワ市議選で、立候補登録に必要な署名に不備があったとして、市選管が反プーチン政権の活動家らの出馬を認めなかったとされる問題

## **(2) 米国への対応**

平成31年（2019年）2月2日、プーチン大統領は、米国が離脱を正式表明した米露間の中距離核戦力（I N F）全廃条約について、参加停止を表明するとともに、米国への対抗措置として新型中距離ミサイルを開発する意向を明らかにし、同月20日の年次教書演説で、I N F全廃条約が失効する見通しとなったことを受け、米国を標的にした新型ミサイルの開発を急ぐ方針を示した。

同月、国内メディア幹部との会見において、プーチン大統領は、I N F全廃条約が禁じている中距離ミサイルを米国が欧州に配備した場合の対抗措置として、音速の5倍以上の速さで飛行する極超音速ミサイルを搭載した潜水艦等を米国の領海や排他的経済水域（E E Z）の外側に展開する可能性を示唆するなど、米国との対決姿勢を強調した。

令和元年（2019年）6月20日、プーチン大統領は、国民からの質問に答える年1回のテレビ番組で、欧米との対立は今後も続くとの見通しを示した上

で、「ロシアは譲歩しない」との意思を表明した。

同月28日には、第14回金融・世界経済に関する首脳会合（以下「G20大阪サミット」という。）のため来日していたプーチン大統領とトランプ大統領が、約1年ぶりに会談し、INF全廃条約や新戦略兵器削減条約（新START）に代わる核軍縮の新たな枠組みとして、米露両国に中国を加えた「21世紀モデル」の実現を目指して協議を継続することで一致した。米国政府は、米露首脳は、会談で両国関係の在り方を再検討し、両国関係の改善を図ることが「双方と世界の利益になる」との認識で一致し、緊迫化しているイラン問題に加え、シリアやベネズエラ、ウクライナ情勢について議論が行われたと発表した。

同年8月21日、プーチン大統領は、同月2日に失効したINF全廃条約が禁じていた地上発射型の中距離ミサイル発射実験を米国が実施したことに関し、「我々も中距離、短距離のミサイルを開発する」と米国に対抗する考えを示した。また、同月24日、ロシア国防省は、北極圏バレンツ海で、米国本土に到達可能とされている潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）「シネワ」と「ブラワ」の発射実験を実施し、成功したと発表した。

米露関係は、平成30年（2018年）7月以来となる首脳会談は行われたものの、INF全廃条約の失効やイラン問題等では隔たりが大きく、対立が深刻化しており、今後も改善の見通しが立たない状況が続くものとみられる。

### **(3) シリアへの対応**

ロシアは、平成27年（2015年）9月、シリアのアサド大統領から軍事支援の要請を受けたことを契機に、シリア内戦への軍事介入を行った。

アサド政権と反体制派の内戦状態が続く中、平成30年（2018年）9月、プーチン大統領は、反体制派を支援するトルコのエルドアン大統領と会談し、反体制派の拠点であるシリア北西部のイドリブ県に非武装地帯を設置することで合意したが、令和元年（2019年）5月21日、米国国務省は声明で、アサド政権が化学兵器を使用した可能性があるとし、ロシアとトルコが設置を合意した非武装地帯も攻撃の標的となっていることを踏まえ、アサド政権軍による停戦違反を非難したほか、ロシアを名指しし、「アサド政権と共に虚偽の情報を流すことで化学兵器使用の責任を他者に転嫁しようとして

いる」と批判した。

同年8月27日、プーチン大統領とエルドアン大統領は、モスクワ郊外で会談し、アサド政権軍が攻撃を激化させているイドリブ県の情勢について協議した。エルドアン大統領は、アサド政権軍の攻撃でトルコ軍が「危機に直面している」と指摘し、プーチン大統領に対応を迫ったが、プーチン大統領は情勢の不安定化に懸念を示しつつ、「テロリストはアサド政権の拠点を砲撃し、ロシアの軍事施設を攻撃しようとし続けている」と述べ、アサド政権への理解を示した。

同年10月22日、プーチン大統領とエルドアン大統領は、トルコ軍によるシリア北東部への攻撃をめぐり、ロシア・ソチで会談し、北部のクルド人武装勢力を国境地帯から排除することやロシアが求めているシリアの「領土の一体性」の維持を支持することなどを盛り込んだ覚書に合意した。

シリア情勢をめぐって、ロシアは今後もアサド政権の後ろ盾として支援していくものとみられる。

#### (4) ウクライナへの対応

平成26年（2014年）2月にウクライナのヤヌコーヴィチ政権が崩壊した後、ロシアは、ロシア系移民の多いクリミアを「併合」するなど、ウクライナへの影響力維持に向けた政策を継続した。

平成30年（2018年）11月、ロシアの沿岸警備艇が、クリミア半島周辺の黒海海域において、領海への侵入を理由としてウクライナ海軍の艦艇3隻を<sup>だ</sup>拿捕し、乗組員を拘束したことをきっかけに、両国の対話はほぼ完全に途切れた。

令和元年（2019年）5月20日、平成31年（2019年）4月のウクライナ大統領選挙で当選したコメディ俳優のゼレンスキー氏が大統領に就任し、就任演説で、ウクライナ東部で続く親露派武装集団との紛争について、武力行為の停止に向けてロシア側との交渉に着手する考えを表明した。

令和元年（2019年）7月17日、ロシアの裁判所は、平成30年（2018年）11月にロシアが拿捕したウクライナ艦艇の乗組員の勾留を延長し、また、プーチン大統領は、ウクライナ東部でロシア国籍取得手続を簡易化する対象地域を、親露派武装集団の支配地域以外に拡大する大統領令に署名した。

令和元年（2019年）9月7日、ロシアとウクライナは、ロシアによるクリミア「併合」をめぐる続く緊張の緩和に向け、双方の拘束者35人を交換した。この中には、勾留を延長されていたウクライナ艦艇の乗組員24人全員が含まれていた。

同年11月18日、ロシア外務省は、拿捕していたウクライナ艦艇3隻をウクライナに返還したと発表した。

ロシアは、ウクライナ危機を発端とする欧米からの対ロシア制裁の解除を狙い、ウクライナとの関係の正常化を前進させたい思わくがあるものとみられる。

#### **4 日韓関係をめぐる動向**

##### **(1) 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる動向**

###### **ア 日韓請求権協定に基づく「協議」の要請**

韓国の大邱<sup>テグ</sup>地方裁判所浦項<sup>ポヘン</sup>支部は、平成31年（2019年）1月3日、平成30年（2018年）中の一連の韓国大法院判決が、日本企業に対し損害賠償の支払等を命じる判決を確定したことに関連し、原告団による日本企業の株式差押えを認める決定を下した。

これに対し、日本政府は、平成31年1月9日、韓国大法院判決並びに関連の判決及び手続により韓国が国際法違反の状態にあるとの問題を解決するため、日韓請求権協定に基づき、韓国政府との協議を要請した。

しかし、韓国政府は、累次にわたる日本政府からの求めにもかかわらず、これまでのところ、協議に応じていない。

###### **イ 日韓請求権協定に基づく仲裁委員会への付託の通告**

原告側による日本企業の資産差押えの動きが進む中、令和元年（2019年）5月1日には、原告側が差し押さえた日本企業の韓国内資産の売却申請を原告側の弁護士が申し立てた旨の発表が行われた。

日本政府は、このような事情を総合的に勘案し、日韓請求権協定に基づく協議によっては本件を解決することができなかつたと判断し、同月20日、韓国政府に対し同協定に基づく仲裁委員会への付託を通告し、仲裁の手続を開始した。

韓国政府は、日韓請求権協定に従い、仲裁委員会の設置の義務を負っていたが、同協定に規定された期間内に履行しなかった。

## (2) 韓国向け輸出管理の運用見直しをめぐる動向

### ア 日本による措置

日本政府は、令和元年7月1日、韓国向け輸出管理の運用見直しについて発表し、特定品目の包括輸出許可から個別輸出許可への切替えとして、同月4日から半導体材料であるフッ化ポリイミド、レジスト及びフッ化水素の韓国向け輸出並びにこれらに関連する製造技術の移転について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求め、輸出審査を行うこととした。

また、同年8月2日には、「韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し」として、輸出管理の優遇対象国である「グループA（いわゆる「ホワイト国」）」から韓国を除外する政令改正を閣議決定し、同月28日に施行した。

### イ 韓国側の動向

韓国政府は、令和元年（2019年）9月11日、日本政府による「特定品目の包括輸出許可から個別輸出許可への切替え」が世界貿易機関（WTO）のルールに違反するとして、同機関に提訴した。

また、日本政府による「韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し」に対して、韓国政府は、同年8月12日、韓国の輸出管理上の優遇措置の対象国から日本を除外する制度の改正案を発表し、同年9月18日に施行した。

韓国産業通商資源省は、同制度の施行について「対抗措置ではない」と強調したものの、報道各社は、日本政府が韓国を優遇対象国から除外したことへの事実上の対抗措置とみられるなどと報じた。

韓国の<sup>キム ユン グン</sup>金有根国家安保室第1次長は、同年11月22日、日韓秘密軍事情報保護協定（日韓GSOMIA）終了通告の効力停止を発表（次目(3)参照）した際、「両国の輸出管理をめぐる政策対話が正常に進んでいる間は、WTOへの提訴の手続を停止させる」と発表した。

## ウ 韓国における不買運動の拡大

韓国では、日本が半導体材料の輸出管理運用見直しを発表した令和元年（2019年）7月以降、日本製品の不買運動が行われた。

これにより、日本車の新車販売台数が前年比で大きく減少したほか、訪日韓国人旅行者数も大きく減少した。

## (3) 日韓秘密軍事情報保護協定（日韓GSOMIA）をめぐる動向

### ア 韓国大統領府が協定終了を決定

韓国大統領府は、令和元年（2019年）8月22日、日韓秘密軍事情報保護協定の終了を決定したと発表、翌23日、日本側に通告した。

金有根国家安保室第1次長は、韓国政府が協定終了を決定した理由について、「日本政府が明確な根拠を示さず韓国を「ホワイト国」から除外することにより、両国間の安保協力環境に重大な変化を招いたものと評価し、このような状況での協定継続は我が国の国益に合わないと判断した」と説明した。

河野太郎外相（当時）は、協定終了の決定について、「地域の安全保障環境を完全に見誤った対応と言わざるを得ず、極めて遺憾」とし、韓国政府による協定終了の決定と日本による輸出管理の運用見直しは、「全く次元の異なる問題であり、韓国側の主張は全く受け入れられず、韓国政府に対し、断固として抗議する」との談話を発表した。

### イ 韓国政府が終了通告の効力停止を発表

韓国政府による協定終了の決定には、米国による批判が相次いだ。

米国のポンペオ国務長官は、令和元年（2019年）8月22日、「韓国による決定には失望している」と述べ、米国国務省も「北東アジアの厳しい安全環境について、文政権が深刻な思い違いをしている」などと表明した。また、米国国防総省が「強い懸念と失望」を表明し、米国のエスパー国防長官も同月28日の記者会見で「大変失望している」と表明するなどした。

こうした中、エスパー国防長官は、同年11月15日、韓国を訪問して、韓国の文在寅大統領らに協定継続の必要性を訴えていたところ、協定の期限

である同月22日、金有根国家安保室第1次長は、「いつでも終了できるという前提の下、終了通告の効力を停止する」と発表した。

#### **(4) 慰安婦問題に関する日韓合意をめぐる動向**

平成27年（2015年）の慰安婦問題をめぐる日韓合意に基づき元慰安婦を支援してきた「和解・癒やし財団」は、令和元年（2019年）7月3日、解散登記の手続を終え、正式に解散した。

同財団は、手続終了後から清算法人として元慰安婦や遺族が申請した支援金の処理手続を行い、同年9月には、元慰安婦1人に新たに支援金を支給した。これにより、平成27年（2015年）の合意当時に生存していた元慰安婦47人のうち、1人当たり1億ウォンの支援金を受け取った者は35人となった。

### **5 米中関係をめぐる動向**

#### **(1) 米中間の貿易をめぐる動向**

平成30年（2018年）から続いている米中貿易摩擦は、平成31年（2019年）に入って次官級協議や閣僚級協議が複数回なされたものの、米側は令和元年（2019年）5月、「直近の貿易協議で、中国はこれまでの合意内容を撤回した」などとして新たな制裁関税を課す計画を発表した。

同年6月29日、約7か月ぶりに米中首脳会談が行われ、トランプ大統領は、新たな制裁関税の発動を当面先送りすると表明した。しかし、米国は同年9月、同年7月の閣僚級協議で進展がなかったことなどを理由に新たな制裁関税を発動し、中国も同時刻に、報復として新たな制裁関税を発動した。

米国は中国に対し、中国の国家発展戦略「中国製造2025」や中国政府による国有企業への産業補助金の見直し等を求めているものの、中国は「内政干渉に等しい要求」などと強く反発していることから、米中貿易摩擦の長期化が予想、世界経済への更なる影響も懸念される。

#### **(2) 「華為技術（ファーウェイ）」に対する制裁等をめぐる動向**

平成31年（2019年）に入り、米国は中国の通信機器大手「華為技術（フ

ファーウェイ)」に対する制裁等を強めている。

令和元年（2019年）5月15日、米国商務省は「華為技術（ファーウェイ）」が制裁対象のイランとの金融取引に関わったとして、輸出管理法に基づき、同社と関連会社を安全保障上懸念がある企業を列挙した「エンティティ・リスト」に追加したと発表した。また、同日、トランプ大統領は、同社を念頭に安全保障上の脅威がある外国企業から米国企業が通信機器を調達することを禁じる大統領令に署名した。さらに、同年8月13日、米国は、前年に成立した国防権限法に基づいて、「華為技術（ファーウェイ）」を含む中国企業5社の通信機器等の製品を政府機関が調達することを禁じる規制を発効させた。

「華為技術（ファーウェイ）」に対する制裁等をめぐっては、同年6月、米中首脳会談後の記者会見においてトランプ大統領が同社に対する措置の一部緩和に言及したものの、同年9月には一転して措置を継続する意向を示しており、今後、同社に対する制裁等は、米中関係に大きく左右されるものとみられる。

## 6 イラン核開発問題等をめぐる動向

### (1) 米国・イラン関係の緊張

平成30年（2018年）5月、トランプ大統領は、平成27年（2015年）にイランと国連の安全保障理事会常任理事国（米国、英国、フランス、ロシア及び中国）にドイツを加えた6か国との間で合意されたイラン核問題をめぐる包括的共同作業計画（以下「JCPOA」という。）からの離脱を表明し、平成30年（2018年）11月5日に対イラン制裁を全面的に再開した。このうち、イラン産原油の禁輸については、8か国・地域（日本、インド、韓国、中国、イタリア、ギリシャ、トルコ及び台湾）に限り最長180日間の制裁適用免除措置が採られていたが、同措置の延長は認めず、令和元年（2019年）5月2日よりイラン産原油は全面禁輸となった。

同月8日、イランのローハニ大統領は、JCPOAで規定された余剰の濃縮ウラン及び重水の輸出を停止することを表明するとともに、米国以外のJCPOA署名国（英国、フランス、ロシア、中国及びドイツ）に対し、60日

以内に金融決済・原油販売における義務を履行するよう求め、期間内に達成されなかった場合には、ウランの濃縮レベルを無制限に引き上げ、兵器級プルトニウムを製造できないよう再設計することとされていたアラク重水炉も当初案どおり建設すると表明した。同日、トランプ大統領は、ローハニ大統領による表明を受け、イランの鉄、アルミニウム及び銅に関連する広範な取引を制裁対象とする大統領令に署名した。

また、トランプ大統領は、JCPOAからの離脱と対イラン制裁再開によりイランと対立する中、平成31年（2019年）4月8日、イランのイスラム革命防衛隊（以下「IRGC」という。）を外国テロ組織に指定すると発表した。これを受けて、同日、イランも中東を管轄する米中央軍をテロ組織に指定し、両国が相互にその軍事組織をテロ組織に指定することとなった。

## **(2) イラン周辺の安全保障をめぐる動向**

### **ア ホルムズ海峡の安全保障をめぐる動向**

令和元年（2019年）5月12日、アラブ首長国連邦のフジャイラ沖合で、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ノルウェーの石油タンカー計4隻が攻撃を受けた。米国のボルトン大統領補佐官（当時）は、IRGCによる犯行を主張した。

同年6月13日、安倍晋三首相がイランを訪問中にホルムズ海峡付近で、日本の海運会社「国華産業」が運航するパナマ船籍のタンカー「コクカ・カレイジャス」と、ノルウェー企業が運航するマーシャル諸島船籍のタンカー「フロント・アルマイル」が攻撃を受けた。米中央軍は、IRGCによる吸着型機雷を使用した犯行の証拠とする映像を公開し、英国外務省も、IRGCによる攻撃であることはほぼ確実との見解を示した。

同月20日、ホルムズ海峡付近で、米国の無人偵察機が、IRGCの地对空ミサイルにより撃墜された。イラン側は、同偵察機がイラン領空を侵犯したと主張する一方、米国は、撃墜の事実は認めたものの、現場は公海上だったと反論した。同月21日、トランプ大統領は、報復措置としてイランに対する軍事攻撃を準備していたことをツイッターに投稿した。こうした中、同月24日、米国財務省は、イラン最高指導者ハメネイ師等を米国内における資産凍結等の金融制裁の対象に指定した。

同年7月4日、ジブラルタル自治政府と英海兵隊は、欧州連合（EU）の対シリア制裁に違反して同国へ原油を輸送していたとして、イランの大型石油タンカーをジブラルタル沖で拿捕した。一方、同月19日、IRGCは、ホルムズ海峡で、「国際的な規則に違反した」として英国のタンカー「ステナ・インペロ」を拿捕した。これに関して、英国は、「国際的な航行の自由に対する明らかな挑戦であり容認できない」と表明したほか、ドイツとフランスもそれぞれ声明を出し、同タンカーの解放をイランに求め、EUも声明で深い懸念を表明した。

ホルムズ海峡における緊張の高まりを受け、米国政府は、同日、日本を含む60か国以上の外交団を国務省に招き、ホルムズ海峡を航行する民間船舶の安全確保に向けた有志連合構想「海洋安全保障イニシアチブ」について説明した。令和元年（2019年）11月末までに7か国（注）が有志連合に参加している。

（注） 米国、英国、バーレーン、オーストラリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びアルバニア

## イ サウジアラビア石油施設への攻撃をめぐる動向

令和元年（2019年）9月14日、サウジアラビア国営通信は、サウジアラビア東部州のアブカイク及びフレイスにあるサウジアラムコの石油施設が無人航空機による攻撃を受け、火災が発生したと発表した。同日、イエメンの反政府勢力ホーシー派は、サウジアラビア東部州のサウジアラムコの石油施設に対し10機の無人航空機による攻撃を行ったと発表した。

同月16日、サウジアラビア外務省は、攻撃にはイラン製の武器が使われていたことが分かったと表明したほか、米国のトランプ大統領が記者団に対し、攻撃にイランが関与しているとの見方を示した。

同月18日、サウジアラビア国防省は、攻撃にはイラン製の無人航空機18機と巡航ミサイル7発が使用されたとする分析結果を発表するとともに、サウジアラムコの石油施設の攻撃に使用された無人航空機と巡航ミサイルの残骸を公表した。また、同国の国防相は、「攻撃は北方から行われており、イランが背後にいたことに疑いがない」と述べた。

サウジアラビアのジュベイル外相は、石油施設への攻撃への対応に関し

て、調査が完了した段階で可能な全ての選択肢を検討し、適切な措置を取り対応する予定だと述べた。

同月23日には、英国、フランス及びドイツの各首脳がニューヨークで会談し、「攻撃の責任がイランにあるのは明らか」とした上で、イランを非難するとともに、「交渉を受け入れるときが来た」と対話を促す共同声明を発表した。

## 第2 国内関係

### 1 第19回統一地方選挙

第19回統一地方選挙は、平成31年（2019年）4月7日、前半戦として、11道府県知事選、6政令指定市長選、41道府県議選、17政令指定市議選の投票が行われた。また、同月21日、後半戦として、59市長選と11特別区長選、283市議選と20特別区議選、66町村長選と282町村議選の投票が行われた。

道府県知事選のうち、唯一の与野党対決となった北海道知事選は、自民党、公明党等が推薦した無所属候補が勝利した。また、大阪府知事選は、大阪市長選とのダブル選挙となり、「大阪都構想」の実現を目指す大阪維新の会の公認候補がいずれも勝利した。

道府県議会議員選挙（岩手、宮城、福島、東京、茨城及び沖縄の6都県を除く41道府県で、定数の合計は2,277人）では、自民党が、1,158議席（前回比5議席増、改選前比81議席減）を獲得し、長野、大阪、愛媛及び大分を除く37議会で第一党となった。公明党は、166議席（前回比3議席減、改選前比1議席減）を獲得した。立憲民主党は、118議席（前回比—、改選前比32議席増）を獲得した。国民民主党は、83議席（前回比—、改選前比18議席減）を獲得した。日本維新の会（大阪維新の会を含む。）は、67議席（前回比（注）3議席減、改選前比13議席増）を獲得した。共産党は、99議席（前回比12議席減、改選前比7議席減）を獲得した。社民党は、22議席（前回比9議席減、改選前比4議席減）を獲得した。諸派は28人、無所属は536人が当選した。

なお、道府県議会議員選挙では、合わせて945の選挙区のうち、371の選挙区で定数を超える立候補者がなく、612人が無投票で当選した。

（注） 日本維新の会（大阪維新の会を含む。）の前回比は、維新の党（大阪維新の会を含む。）との比較。

### 2 第25回参議院議員通常選挙

第25回参議院議員通常選挙は、令和元年（2019年）7月4日に公示され、同月21日に投票が行われた。

公職選挙法の改正（平成30年10月25日施行）により、参議院議員の定数は242人から6増の248人となったが、参議院議員は3年ごとに半数ずつ改選さ

れるため、第25回と第26回の2度の参院選で当選者がそれぞれ3人ずつ増えることとなった。これにより、第25回参院選における当選者は、平成28年の前回選より3増の124人（選挙区74人、比例代表50人）となり、非改選との合計は245人となった。

選挙の結果、自民党は、改選66議席を9議席下回る57議席を獲得した。公明党は、改選11議席を3議席上回る14議席を獲得した。自民党と公明党の与党では、71議席を獲得し、改選過半数を上回った。また、非改選を加えると141議席となり、参議院の過半数を維持した。

野党第一党の立憲民主党は、改選9議席を8議席上回る17議席を獲得した。国民民主党は、改選8議席を2議席下回る6議席を獲得した。日本維新の会は、改選7議席を3議席上回る10議席を獲得した。共産党は、改選8議席を1議席下回る7議席を獲得した。社民党は、改選1議席を維持した。今回初めて国政選挙に挑んだれいわ新選組は、比例代表で2議席を獲得した。同じくNHKから国民を守る党も比例代表で1議席を獲得した。

全国に32ある1人区では、野党5党派（立憲民主党、国民民主党、共産党、社民党及び社会保障を立て直す国民会議（衆院会派））が全てに統一候補を擁立し、事実上、与野党一騎打ちの構図となった。結果は、与党22勝、野党10勝であった。

なお、この選挙の投票率は、選挙区で48.80%、比例代表で48.79%であり、いずれも過去最低だった平成7年参院選の選挙区44.52%、比例代表44.50%に次ぐ過去2番目の低さであった。

### **3 第4次安倍第2次改造内閣**

安倍首相は、令和元年9月11日、内閣改造を行い、第4次安倍第2次改造内閣が発足した。閣僚19人のうち麻生太郎副総理兼財務相、菅義偉官房長官の2人が留任し、担当替えとなった茂木敏充外務相、河野太郎防衛相を含めて17人が交代した。初入閣は、小泉進次郎環境相をはじめ13人で、安倍内閣で最多となった。女性閣僚は、高市早苗総務相と橋本聖子東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当相の2人で、改造前から1人増えた。

安倍首相は、発足後の記者会見で、新たな内閣について、「しっかりと安定

した土台を維持しながら、その上に老・壮・青、幅広い人材、フレッシュな強い突破力によって、令和の時代の新しい国づくりに果敢に挑戦していく。今回の内閣は、まさに安定と挑戦の内閣だ」と述べた。

このうち、公職選挙法違反の疑いが報じられた菅原一秀経済産業相が同年10月25日に、同年7月の参院選に出馬した妻の陣営による選挙運動に係る公職選挙法違反の疑いが報じられた河井克行法務相が同年10月31日に辞任した。安倍首相は、後任の経済産業相に元内閣府特命担当相（地方創生・規制改革）の梶山弘志衆議院議員を、後任の法務相に元女性活力・子育て支援担当相の森まさこ参議院議員をそれぞれ起用した。

#### **4 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向**

##### **(1) 工事の進捗状況等**

沖縄県は、平成30年8月31日、政府が普天間飛行場の移設先とする名護市辺野古沿岸部に対する公有水面埋立承認の撤回を防衛省沖縄防衛局に通知したが、石井啓一国交相（当時、以下同じ。）が同年10月30日、同局による行政不服審査法に基づく執行停止の申立てに対し、同撤回処分の効力の停止（後述の同法等に基づく審査請求に対する裁決までの間）を決定したことから、沖縄防衛局は、同年11月1日に工事を再開し、同年12月14日にはキャンプ・シュワブ南側の海域において、護岸で囲い終わっていた区域の埋立てを開始した。また、この区域の東側の海域において、沖縄防衛局は、平成31年1月28日から新たな護岸の建設を開始した。

一方、石井国交相は、同年4月5日、沖縄県による公有水面埋立承認の撤回処分に対する沖縄防衛局の行政不服審査法等に基づく審査請求に対し、同撤回処分を取り消すとの裁決を行った。沖縄県は、令和元年7月17日、地方自治法に基づき、同裁決は違法な国の関与に当たるとして、同裁決の取消しを求め、福岡高等裁判所那覇支部に提訴した。同支部は、同年10月23日、沖縄県の訴えを却下する判決を下したが、沖縄県は、同月30日、同判決を不服として最高裁判所に上告した。沖縄県は、更に同年8月7日、行政事件訴訟法に基づき、県は適法に埋立承認の撤回を行ったなどとして、同じく同裁決の取消しを求め、那覇地方裁判所に提訴した。

また、沖縄県が、平成30年3月23日、同支部に、国が知事の岩礁破碎等の許可を得ないまま工事を進めようとしているとして、工事の差止めを求めた控訴審で、同支部は、同年12月5日、沖縄県の訴えを棄却した。これに対し、沖縄県は、同月19日、判決を不服として最高裁判所に上告したが、平成31年3月29日、これを取り下げた。

## (2) 県民投票と衆議院沖縄3区補欠選挙

普天間飛行場の名護市辺野古への移設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票が、平成31年2月14日に告示され、同月24日に投票が行われた。結果は、「賛成」が11万4,933票、「反対」が43万4,273票、「どちらでもない」が5万2,682票であった。投票総数は60万5,385票で、投票率は52.48%であった。この結果を受けて、沖縄県の玉城デニー知事は、同月25日の記者会見で、「辺野古埋立てに絞った県民の民意が明確に示されたのは初めてで、極めて重要な意義がある」と述べた。

また、沖縄県知事選挙に立候補した玉城氏の衆議院議員失職に伴う衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙は、同年4月9日に告示され、同月21日に投票が行われた。選挙は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設等に反対する「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」が支援した元沖縄タイムス社社会部長の屋良朝博候補（得票数：7万7,156票）が、自民党公認、公明党及び日本維新の会沖縄県総支部推薦で、辺野古移設容認を訴えた自民党元参議院議員で元内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策等）の島尻安伊子候補（得票数：5万9,428票）を破り、初当選した。

## 5 原子力発電所の再稼働をめぐる動向

令和元年中に、再稼働した原子力発電所はなかった。

原子力規制委員会（以下「規制委」という。）が平成25年7月に策定した新規規制基準では、原子力発電所におけるテロ対策施設である特定重大事故等対処施設（注1、以下「特重施設」という。）の設置が義務づけられているが、主要原子力施設設置者（北海道電力株式会社等9社、日本原子力発電株式会社及び電源開発株式会社）は、平成31年4月17日、特重施設及び所内常設直流電源施設（以下「特重施設等」という。）の現地工事が大規模かつ高難度になって

いるとして、原子力発電所の本体施設等（特重施設等以外の施設及び設備をいう。）の工事計画認可日から5年とされた経過措置期間（注2）内に特重施設等の完成が「間に合わなくなりつつある」と規制委に説明した。

これに対し、規制委は、同月24日、経過措置期間を変更しないことを確認した。

なお、新規制基準の施行後、これまでに再稼働した原子力発電所は、5原発9基（関西電力大飯発電所3、4号機、同高浜発電所3、4号機、四国電力伊方発電所3号機、九州電力玄海原子力発電所3、4号機、同川内<sup>せんだい</sup>原子力発電所1、2号機）である。

（注1） 特定重大事故等対処施設

重大事故等対処施設（重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するための機能を有する施設）のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいう。（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）

（注2） 経過措置期間

特重施設等の設置義務の適用が猶予される期間は、当初、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則で新規制基準の施行から5年後の平成30年7月7日までとされていたが、本体施設等の適合性審査の長期化等の理由から、平成28年1月の同規則の改正により、本体施設等の工事計画認可日から起算して5年を経過する日までとされた。

## 6 新たな外国人材の受入れ

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、平成30年11月2日に臨時国会に提出された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案は、衆議院で一部修正を経て同月27日に可決され、参議院で同年12月8日に可決、成立した。

同法は、平成31年4月1日から（一部の規定は平成30年12月14日の公布の日から）施行された。新たな在留資格として、「特定技能1号」（「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務」に従事する外国人向けの在留資格）と「特定技能2号」（「熟練した技能を要する業務」に従事する外国人向けの在留資格）が創設されたほか、新たな在留資格の創設に伴う在留外国人

の増加に的確に対応するなどのため、法務省の外局として出入国在留管理庁が発足した。

同庁によると、令和元年9月末現在で、「特定技能2号」の資格で在留する外国人はおらず、「特定技能1号」の資格で在留する外国人は219人（速報値）とされている。

## 7 経済・雇用情勢

内閣府は、令和元年7月、令和元年度年次経済財政報告を公表した。報告では、我が国の経済の現状について、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いているとする一方、通商問題や中国経済をはじめとした、海外経済の動きや不確実性には十分注意する必要があるとした。消費者物価については、振れの大きい生鮮食品及びエネルギーの影響を除くと、人件費の上昇や増加傾向の内需を背景に、緩やかな上昇傾向で推移しているとした。

厚生労働省は、同年8月の有効求人倍率について1.59倍であると発表した。平成31年1月から令和元年8月までの有効求人倍率の平均は約1.61倍であった。

日本銀行は、同年7月の金融政策決定会合で、物価上昇のモメンタム（勢い）が損なわれそうになれば「躊躇なく、追加的な金融緩和措置を講じる」としたが、同年9月及び10月の同会合で、消費者物価の前年比上昇率2%という「物価安定の目標」の実現を目指し、現行の金融緩和策の維持を決定した。

また、同年10月1日、消費税率が8%から10%に引き上げられた。同時に、低所得者対策として、酒類及び外食を除く飲食料品並びに定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞については、消費税率を8%とする軽減税率制度が実施された。

## 第2章 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る諸対策

### 第1 情勢

平成31年（2019年）4月30日に天皇陛下（現上皇陛下）が御退位され、令和元年（2019年）5月1日に皇太子殿下（現天皇陛下）が御即位された。

退位の礼として、平成31年4月30日に「退位礼正殿の儀」が、即位の礼として、令和元年5月1日に「剣璽等承継の儀」及び「即位後朝見の儀」、同年10月22日に「即位礼正殿の儀」及び「饗宴の儀」（注1）、同月23日に「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会」がそれぞれ挙行された。また、同年11月10日に「祝賀御列の儀」（注2）、同月14日から同月15日にかけては大嘗祭の中心的儀式である「大嘗宮の儀」が挙行された。

警察では、これら一連の儀式等がつつがなく行われるよう、皇室の方々や国内外要人の身辺の安全確保はもとより、儀式等の安全かつ円滑な進行の確保のため、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を推進し、これらの儀式等に伴う警備を完遂した。

（注1） 饗宴の儀は、令和元年10月22日のほか、同月25日、29日及び31日にも挙行された。

（注2） 祝賀御列の儀は、当初、令和元年10月22日に行われる予定であったが、同年11月10日に延期となった。

#### 1 極左暴力集団情勢

極左暴力集団は、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に対し、機関紙等で「天皇代替わり儀式粉碎」などと主張して、抗議行動に取り組む構えを見せていたことから、「テロ、ゲリラ」事件や抗議行動に伴う違法行為の発生が懸念された。

「退位礼正殿の儀」、「即位後朝見の儀」等の春に挙行された儀式に際しては、中核派（党中央）、革労協主流派及び革労協反主流派等がメーデーの取組と併せて独自に、都内で儀式への反対を訴える集会、デモに取り組んだ。また、反天皇制運動連絡会は、統一共産同盟等とともに「終わりにしよう天皇制！「代替わり」反対ネットワーク」（略称「おわてんねっと」）を結成し、「反天W E E K」と称して平成31年4月27日から令和元年5月1日までの5日間にわたり、天皇制の廃絶を訴える集会、デモ等に取り組んだ。

「即位礼正殿の儀」、「大嘗宮の儀」等の秋に挙行された儀式に際しては、中核派（党中央）、革労協主流派及び革労協反主流派が独自に、都内で儀式への反対を訴える集会、デモに取り組んだ。また、「おわてんねっと」も、都内で天皇制の廃絶を訴える集会、デモ等に取り組んだ。このほか、斎田から大嘗祭で使用する米を収穫する儀式「斎田拔穂の儀」に際しては、統一共産同盟が、京都府の斎田周辺において、儀式の最中にシュプレヒコールを上げる抗議行動に取り組んだ。

天皇陛下の御即位に伴う儀式等に際し、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、同年10月22日に「おわてんねっと」が都内で取り組んだデモにおいて、警視庁は、警備中の警察官に暴行を加えた参加者3人を公務執行妨害罪で逮捕した。

## **2 国際テロ情勢**

世界各地でテロ事件が発生するとともに、海外で邦人や我が国の権益がテロの被害に遭う事案が発生するなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中で、今次諸儀式等に伴い、イスラム過激派組織が標的とする各国の要人が多数来日し、又はそれらの国の権益が多数存在することから、各国の要人が一堂に会する機会を狙ったテロが国内で発生する可能性は否定できない状況であったが、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に際し、国際テロの発生はなかった。

## **3 右翼情勢**

右翼は、奉祝の街頭宣伝活動等に取り組む一方、政府に対し、大嘗祭等について伝統に基づいた対応を求める要請活動を行った。また、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に反対する極左暴力集団への反発を強め、抗議活動に取り組んだ。

天皇陛下の御即位に伴う儀式等に際し、右翼によるテロ等重大事件の発生はなかったが、平成31年4月1日には右翼団体幹部の男が首相官邸の敷地内に侵入し、政府による御即位前の新元号公表に抗議するビラをまいたことから、警視庁は、同日、建造物侵入罪で逮捕した。

## 4 その他の情勢

このほか、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に際し、テロ組織等と関わりのない個人が過激な行動を引き起こすことが懸念された。

こうした中、平成31年4月26日、秋篠宮悠仁親王殿下の御通学先に刃物が置かれる事件が発生し、警視庁は、同月29日、建造物侵入罪で男を逮捕した。

## 第2 対策

### 1 警備体制の確立

平成30年（2018年）10月12日、政府は、天皇陛下の御即位に伴う儀式等の円滑な実施が図られるよう、各式典の大綱等を決定するため、内閣総理大臣を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」を設置するとともに、各府省の連絡を円滑に行うため、内閣官房長官を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部」を設置した。

警察庁では、同日、次長を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典警備対策推進室」を、警視庁等では、警衛警護警備対策委員会等をそれぞれ設置して、警備諸対策を強力に推進した。

警察では、令和元年（2019年）10月の即位礼正殿の儀等において、警視庁への特別派遣部隊約5,500人を含む約2万6,000人を動員したほか、同年11月の祝賀御列の儀において、警視庁への特別派遣部隊約3,000人を含む約2万6,000人を動員した。

なお、警視庁における他道府県警察からの特別派遣部隊の受入れは、平成5年の皇太子殿下御成婚パレード以来、26年ぶりのことであった。

## 2 警備措置

### (1) 皇居・赤坂御用地周辺等における警備措置

皇居や赤坂御用地をはじめとする皇室関連施設はもとより、各国大使館や外国要人の宿泊ホテル、首相官邸、国会等重要施設の警戒を強化した。

また、これらの外周エリアにおいては、車両検問やパトカーによる流動警戒を行うなどして、不審者・不審車両等の発見に努めた。

## (2) 即位礼正殿の儀における外国要人に対する警護

令和元年10月22日の即位礼正殿の儀には、皇室の方々、国内要人に加え、平成度を上回る191の国・地域・機関から外国要人が参列したことから、警視庁としては初めて、全国から警護員の特別派遣を受け、外国要人の身の安全確保に万全を期した。

## (3) 祝賀御列の儀における警備措置

令和元年11月10日の祝賀御列の儀は、天皇皇后両陛下がオープンカーに乗車され、皇居宮殿から赤坂御所までの間において行われた。パレード沿道には奉祝者約11万9,000人（内閣府皇位継承式典事務局発表）が参集し、天皇陛下の御即位を祝福した。

警視庁では、パレード沿道に警察官を配置して、手荷物検査や車両突入阻止対策等を実施したほか、多数の奉祝者の参集による雑踏事故防止のため、SNS等を活用した積極的な広報や、警察官による整理誘導を実施した。

## (4) 大嘗宮の儀における警備措置

令和元年11月14日から同月15日にかけて、大嘗祭の中心的儀式である「大嘗宮の儀」が、皇居東御苑に設営された大嘗宮で行われた。

警視庁及び皇宮警察本部は、皇居東御苑内及び皇居外周において不審者・不審車両等の検問や、警察官等による警戒を徹底した。

また、同年5月、大嘗祭で神饌<sup>しんせん</sup>として供される新穀を作る地方として、栃木県、京都府が選定された。

両府県警察では、新穀が収穫される斎田や関係者の警戒、大嘗宮への新穀輸送に伴う警戒等を実施した。

## (5) 経空テロ対策・ドローン対策

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）により、ドローンの恒常的な飛行禁止対象施設となっている皇居及び赤坂御用地に加え、外国要人の宿泊ホテルや迎賓館等が対象施設に指定され、警察ではポスターやチラシを作成し、ドローンの飛行が禁止されている地域等に関する積極的な広報に努めた。

また、ドローンの所在地を特定する「検知器」や、違法ドローンに対処する

「ジャミング装置」、「迎撃ドローン」、「ネットランチャー」等を携行したドローン対処部隊を皇居・赤坂御用地周辺等に配置した。

さらに、航空機を利用したテロを未然に防止するため、スカイ・マーシャル（航空機への警乗）を強化したほか、防衛省や国土交通省等関係省庁と緊密な協議を重ねた結果、皇居を中心とした半径25海里（約46キロメートル）の区域が、航空法に基づく飛行制限区域に設定された。

### **3 国民の理解と協力の確保**

本警備では、即位礼正殿の儀等の挙行に際し、多くの外国要人が来日することに伴い、都内を中心に大規模な交通規制等を実施したところ、こうした取組は市民生活や社会経済活動に少なからず影響を及ぼすものであったことから、国民の理解と協力の確保が不可欠であった。そこで、警察では、関係省庁等と連携しながら、交通規制等の取組について、ホームページやSNS等各種広報媒体を活用した積極的な情報発信に努めた。

### **4 極左暴力集団対策**

警察では、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防止するため、極左暴力集団に対する情報収集活動を強化し、各種違法行為に対する事件捜査を徹底するとともに、マンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進した。

### **5 国際テロ対策**

今次諸儀式等では、過去最大規模の外国要人が来日したところ、警察では、これら要人等に対するテロ等違法行為を未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な連携の下、総合的なテロ関連情報の収集・分析を行うとともに、出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム（注1、以下「APIS」という。）、外国人個人識別情報認証システム（注2、以下「BICS」という。）、乗客予約記録（注3、以下「PNR」という。）等を活用した水際対策等のテロ対策を行った。

- (注1) A P I S : Advance Passenger Information Systemの略  
航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム
- (注2) B I C S : Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略  
来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム
- (注3) P N R : Passenger Name Recordの略  
航空券を利用して入国する旅客の予約情報

## 6 右翼対策

右翼の中には、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に反対する極左暴力集団に対して抗議活動を行ったり、伝統に基づいた行事の挙行を求めて政府への要請活動に取り組む者がいたことから、警察ではこれら右翼等に対し、情報収集活動を推進して動向把握に努めるとともに、違法行為の取締りを強化し、テロ等重大事件の未然防止に努めた。

## 第3章 G20大阪サミット等に係る諸対策

### 第1 情勢

G20大阪サミットは、令和元年（2019年）6月28日及び29日の両日、大阪府大阪市で開催された。

このほか、関係閣僚会合として、農業大臣会合（同年5月11日～12日、新潟県）、貿易・デジタル経済大臣会合（同年6月8日～9日、茨城県）、財務大臣・中央銀行総裁会議（同年6月8日～9日、福岡県）、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合（同年6月15日～16日、長野県）、労働雇用大臣会合（同年9月1日～2日、愛媛県）、保健大臣会合（同年10月19日～20日、岡山県）、観光大臣会合（同年10月25日～26日、北海道）、外務大臣会合（同年11月22日～23日、愛知県）が、それぞれ開催された。

警察では、国民の理解と協力を得て、国内外要人の身の安全をはじめとするG20大阪サミット及び関係閣僚会合（以下「G20大阪サミット等」という。）の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るために、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を強力に推進し、警備を完遂した。

#### 1 国際テロ情勢

G20大阪サミット等の開催をめぐっては、イスラム過激派が標的とする各国の要人が来日し、又はそれらの国の権益が多数存在すること、また、過去には、平成17年（2005年）7月、G8グレンイーグルズ・サミット（英国）開催時にロンドンで爆弾テロ事件が発生したこともあり、各国の要人が一堂に会する機会を狙ったテロが国内で発生する可能性は否定できない状況であった。欧米諸国で不特定多数の者が集まる施設等を標的としたテロが発生しているほか、G20大阪サミット等開催前にも、スリランカでテロ事件が発生し、ホテルやキリスト教会等がテロの標的とされたため、不特定多数の者が集まる施設等を含めて注意を払う必要があったが、G20大阪サミット等の際、国際テロの発生はなかった。

## 2 サイバー攻撃情勢

G20大阪サミット等をはじめとする国際的な大規模イベントに際しては、その妨害や情報窃取等を目的としてサイバー攻撃が発生するおそれがある。過去には、平成29年（2017年）7月、G20ハンブルク・サミット（ドイツ）に際して、参加国の関係者等に対し、実際に開催される関係会合への招待状であるかのように装ったファイルを用いた標的型メール攻撃が行われたとみられている。

そのため、G20大阪サミット等に際しても、会議場をはじめとする関係施設や重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃の発生が懸念されたが、特異事案の発生はなかった。

## 3 右翼情勢

右翼の中には、G20大阪サミット等開催前からトランプ大統領をはじめとする各国首脳に対する抗議活動への取組を示唆する動向がみられた。

大阪府では、G20大阪サミット開催期間中に、延べ約20団体約40人が、領土問題等を捉えた街頭宣伝活動や要人への接近を企図した徘徊はいかいを行った。

愛知県では、外務大臣会合開催期間中に、延べ約10団体約20人が、会場周辺等において、領土問題等を捉えた街頭宣伝活動等を行った。

G20大阪サミット等において、右翼による違法行為の発生はなかった。

## 4 反グローバリズム運動をめぐる情勢

反グローバリズムを掲げる過激な勢力は、経済のグローバル化が貧富の差の拡大や環境破壊といった社会問題を発生させているなどと主張して、サミット等の国際会議の開催に際し、大規模な抗議集会やデモ等に取り組んでいる。近年でも、平成29年（2017年）のG20ハンブルク・サミット（ドイツ）において、一部の活動家らが店舗の破壊、車両の放火や道路封鎖等の違法行為を伴う過激な抗議行動を行ったほか、治安部隊と衝突するなど暴徒化した。

一方、国内では、平成20年のG8北海道洞爺湖サミットに際し、国内の勢力が海外の過激な勢力と連携しながら集会、デモに取り組み、その過程で違法行為が発生したことから、G20大阪サミット等においても同様の事態の発生が懸念された。

G20大阪サミットに際しては、令和元年6月23日及び同月28日、大阪市内において、海外の活動家を含む約200人（主催者発表）がG20大阪サミットに対する抗議行動に取り組んだ。

また、関係閣僚会合に際しては、国内の勢力が財務大臣・中央銀行総裁会議（福岡県）に対する抗議行動に取り組んだ。

いずれの抗議行動においても、過激な取組は行われず、違法行為の発生はなかった。

## 5 極左暴力集団情勢

極左暴力集団は、G20大阪サミット等の開催に対し、機関紙等で「帝国主義の世界戦争会議＝G20サミットを粉砕しよう」などと主張して、抗議行動に取り組む構えを見せていたことから、「テロ、ゲリラ」事件や抗議行動に伴う違法行為の発生が懸念された。

G20大阪サミットに際しては、首脳会合初日の令和元年6月28日に、中核派（党中央）、革労協反主流派が大阪市内において、集会、デモに取り組んだ。また、会合開催前の同月23日には、革マル派が大阪市内において、集会、デモに取り組んだ。

関係閣僚会合に際しては、統一共産同盟等が貿易・デジタル経済大臣会合（茨城県）の開催に合わせ、集会、デモに取り組んだが、他の関係閣僚会合に対する抗議行動はなかった。

G20大阪サミット等に際し、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなく、抗議行動に伴う違法行為の発生もなかった。

## 6 その他の情勢

このほか、G20大阪サミット等に際し、テロ組織等と関わりのない個人が過激な行為を引き起こすことが懸念された。

こうした中、令和元年6月22日、G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局に対し、「サミット当日に爆弾を仕掛ける」などと架電する事件が発生し、大阪府警察は、翌23日、威力業務妨害罪で男を逮捕した。

また、同月28日、首脳会合の会場であるインテックス大阪周辺及び首脳宿泊

ホテル周辺で、導火線に着火した煙玉等が放置される事件が発生し、大阪府警察は、同年8月20日、会場周辺の事件について偽計業務妨害罪で男を逮捕した。

## 第2 対策

### 1 警備体制の確立

警察庁では、G20大阪サミット等の開催に伴う警察措置の万全を期するため、平成30年（2018年）4月2日、次長を長とする「G20大阪サミット等警備対策推進室」を設置したほか、都道府県警察においては、首脳会合、財務大臣・中央銀行総裁会議、外務大臣会合の開催地を管轄する大阪府、福岡県、愛知県の各府県警察がG20サミット対策課を、その他の都道府県警察が警備対策室等をそれぞれ設置して、G20大阪サミット等の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国の警察が一体となって総合的な警備諸対策を推進した。

G20大阪サミット警備では、大阪府警察、兵庫県警察及び京都府警察において、特別派遣部隊約1万8,000人を含む最大時約3万2,000人を動員したほか、その他の関係閣僚会合においても部隊の特別派遣等により各道県警察において所要の警備体制を構築した。

全国の機動隊・管区機動隊等は、G20大阪サミット等や各国首脳等に対する違法行為を未然に防止するため、各種訓練を実施するとともに、テロ等の突発事案が発生した際に的確に対応できるよう、銃器対策部隊等、テロ対処部隊の事態対処能力の更なる向上を目的とした実戦的訓練を推進した。また、各国首脳等を直近で守る警護員については、各管区警察局単位で実戦的訓練を反復実施するなど、個々の警護員の実力向上を図った。

### 2 警備措置

#### (1) 主会場、首脳宿泊ホテル、空港、文化行事・夕食会場等における警備措置

首脳会合の会場であるインテックス大阪が所在する<sup>さきしま</sup>咲洲につながる道路において、車両検問を実施するとともに、インテックス大阪周辺において人も車両に対し、重ねて検問（身分証明書、行き先等を確認）を実施す

るなど、不審者及び不審車両の侵入防止を徹底した。また、車両を利用したテロへの対策として、警察車両や車両阻止用資機材の活用による車両阻止対策を実施した。

首脳宿泊ホテル、空港、文化行事・夕食会場等においても、車両等による施設周辺の流動警戒、施設につながる道路における車両検問に加え、一般利用客が多数出入りする空港においては、ターミナル内の警戒、利用客への手荷物検査等、多重的な警戒を実施した。

## **(2) 経空テロ対策・ドローン対策**

警察と国土交通省、防衛省等関係機関の間で緊密な協議を重ね、インテックス大阪を中心とする半径25海里（約46キロメートル）の区域が航空法に基づく飛行制限区域に設定された。

また、警察においては、民間航空機の飛行中におけるハイジャック対策を一層強化するため、スカイ・マーシャル（民間航空機への警乗）を強化した。

インテックス大阪、首脳宿泊ホテル、空港、文化行事・夕食会場等は、航空法上の「空港等の周辺」や「人口集中地区」に該当し、原則としてドローンの飛行が禁止されているところ、G20大阪サミットにおいては、航空法による規制に加え、小型無人機等飛行禁止法及びG20大阪サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（大阪府）により、それぞれドローンの飛行禁止区域に指定され、規制が強化された。

警察では、違法ドローンの飛行を防止するため、インテックス大阪等の施設の周辺における地上警戒、ドローンを飛行させやすいビル屋上や空き地等に係る管理者対策を実施した。

また、上空警戒の徹底等により飛行中の違法ドローンの早期発見に努めるとともに、違法に飛行するドローンを発見した場合には、その危害を排除するため、「検知器」、「ジャミング装置」、「迎撃ドローン」、「ネットランチャー」等の資機材を活用するなどの対策を実施した。

## **(3) 水上警備対策**

インテックス大阪に隣接する大阪港咲洲周辺海域及び各国首脳等が利用

する関西国際空港周辺海域並びに宿泊施設等に隣接する河川の必要水域を大阪府警察が河川法に基づいて占用した上、警備艇等を活用し警戒を実施した。

### **3 官民連携と国民の理解と協力の確保**

#### **(1) 官民連携**

大阪府警察では、平成30年1月、官民一体となったテロ対策を推進するために設立した「大阪府テロ対策パートナーシップ協議会」等の場を活用して、地元自治体、民間事業者等との情報共有や連絡体制の確立、合同訓練の実施等に取り組んだ。

#### **(2) 国民の理解と協力の確保**

G20大阪サミット等警備に伴い、警察において、大規模かつ長時間に及ぶ交通規制や広範囲にわたる警戒警備等を実施した。こうした取組は、地域住民をはじめ国民の生活に少なからず影響を及ぼすものであったが、テロ等違法行為の未然防止やG20大阪サミット等開催期間中の安全かつ円滑な交通の確保のためには不可欠なものであった。そこで警察では、関係省庁等と連携しながら、こうした取組に対する国民の理解と協力を得るべく、テロや不審者等に関する情報提供の依頼等と併せてポスター、ホームページやSNS等各種広報媒体を活用した積極的かつ分かりやすい広報活動を推進した。このほか、大阪府警察では、地元の民間事業者やインフラ事業者等が参加するG20大阪サミット関連の会議や講演会に参画して、検問や交通規制等の取組について情報発信を行うなど、地域住民や地元事業者の理解と協力の確保に努めた。

### **4 国際テロ対策**

警察では、テロ等違法行為の未然防止を図ることをG20大阪サミット等警備の基本方針の一つとして掲げ、外国治安情報機関、国内関係機関との緊密な連携の下、各種テロ対策を行った。

## **(1) 外国治安情報機関との連携**

海外を拠点とするテロリストの活動状況の全容を我が国のみで把握することは困難であることから、G20大阪サミット等に対するテロの脅威を的確に把握すべく、外国治安情報機関と緊密な情報交換を行い、総合的なテロ関連情報の収集・分析を行った。

## **(2) 国内関係機関との連携**

テロリストの入国を阻止するため、出入国在留管理庁、税関等の国内関係機関との情報共有体制を確立するとともに、関係機関と連携し、A P I S、B I C S、P N R等を活用するなど、効率的かつ効果的な水際対策を行った。また、国内における不審人物や組織に対するテロ関連情報収集に関し、国内関係機関との連携を強化した。

## **5 サイバー攻撃対策**

警察では、G20大阪サミット等の関係施設や重要インフラ事業者等の管理者と連携して、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めた。各事業者等に対する個別訪問により、最近のサイバー攻撃の情勢や手口について情報共有するとともに、実際にサイバー攻撃を受けた場合の連絡通報体制の確認を行ったほか、サイバー攻撃対策の重要性の周知と危機意識の醸成を目的として、G20大阪サミット等の実施に影響を及ぼすサイバー攻撃事案を想定したシナリオに基づき、関係者と共同対処訓練を実施するなど、事態対処能力の向上を図った。

## **6 右翼対策**

警察では、右翼に対する情報収集活動を推進して要人等に接近を企図する右翼の動向把握に努めるとともに、違法行為の取締りを強化し、テロ等重大事件の未然防止に努めた。

## **7 反グローバリズム運動に伴う違法行為対策**

警察では、国内外の反グローバリズムを掲げる過激な勢力による違法行為

を未然に防止するため、情報収集活動を徹底するとともに、海外の過激な勢力の来日に的確に対応するため、関係機関と緊密に連携し、水際対策を強力に推進した。

## **8 極左暴力集団対策**

警察では、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防止するため、極左暴力集団に対する情報収集活動を強化し、各種違法行為に対する事件捜査を徹底するとともに、マンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進した。

## 第4章 治安情勢

### 第1 公安情勢

#### 1 右翼及び右派系市民グループ

##### (1) 右翼の抗議・糾弾活動

###### ア 抗議活動の状況

右翼は、令和元年（2019年）中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

韓国をめぐっては、平成31年（2019年）2月、韓国国会議長が、慰安婦問題で天皇陛下に謝罪を求める発言をしたことについて、「天皇陛下に不敬を働く韓国国会議長の蛮行は万死に値し、それを擁護する人間も同罪である」などと批判したほか、韓国が竹島を不法占拠していることや旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「もはや韓国という国を信用することはできない。国交を断絶するべきだ」などと主張した。右翼は、令和元年中（10月31日現在）、韓国関連で延べ約1,680団体、約3,640人、街頭宣伝車約1,320台（前年同期：延べ約1,350団体、約3,000人、街頭宣伝車約1,090台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

ロシアをめぐっては、令和元年8月、ロシアのメドヴェージェフ首相が北方領土の択捉島を訪問したことを捉え、「日本の領土である択捉島に日本人の心を踏みにじるように上陸した」などと批判した。また、同年9月にロシア・ウラジオストクで行われた日露首脳会談を捉え、「対露外交は全て白紙に戻すべきである。ロシアの言いなり外交では日本国民は納得しないし、領土は絶対に戻らない」などと主張した。右翼は、令和元年中（10月31日現在）、ロシア関連で延べ約820団体、約2,030人、街頭宣伝車約750台（前年同期：延べ約770団体、約2,000人、街頭宣伝車約780台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

中国をめぐっては、中国公船が尖閣諸島周辺での領海侵入を繰り返していることを捉え、「連日尖閣諸島周辺で領海侵犯を行っている中国とは一刻も早く国交を断絶しなければならない」などと批判した。右翼は、令和

元年中（10月31日現在）、中国関連で延べ約520団体、約1,130人、街頭宣伝車約380台（前年同期：延べ約770団体、約1,730人、街頭宣伝車約540台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮をめぐっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「北朝鮮は、日本国へ向けたミサイル発射をやめろ。北朝鮮の手先、朝鮮総聯は日本国から出て行け」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「拉致問題は絶対に風化させてはならない。拉致被害者全員の救出を求め政府関係機関に訴えていく」などと主張した。右翼は、令和元年中（10月31日現在）、北朝鮮関連で延べ約470団体、約960人、街頭宣伝車約370台（前年同期：延べ約1,050団体、約2,380人、街頭宣伝車約790台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐっては、令和元年9月、第4次安倍第2次改造内閣発足を捉え、憲法改正への期待感を述べたほか、一部は「拉致問題も北方領土問題も、何も解決されていない」などと批判した。右翼は、令和元年中（10月31日現在）、政局関連で延べ約510団体、約980人、街頭宣伝車約320台（前年同期：延べ約890団体、約1,850人、街頭宣伝車約510台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがある。

## イ 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約1,000台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動等を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

令和元年中（10月31日現在）、街頭宣伝活動等の糾弾対象となった企業は、延べ約90社（実数約40社）（前年同期：延べ約160社、実数約60社）に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動

等を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

## (2) 右翼の違法行為の取締り

令和元年中（10月31日現在）、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は、時局問題等を捉えた抗議活動や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

令和元年中（10月31日現在）、右翼運動に伴う事件の検挙は84件100人（前年同期：101件154人）であった。また、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の検挙は70件77人であった。

市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、暴行等により15件15人（前年同期：12件21人）を検挙した。

このほか、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めた結果、右翼及びその周辺者から拳銃3丁（前年同期：8丁）を押収した。

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。

## (3) 右派系市民グループをめぐる動向

### ア 右派系市民グループ

令和元年中（10月31日現在）、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国におけるデモは約20件（前年同期：約30件）行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

警察では、平成28年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を踏まえ、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、厳正に対処している。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その

過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為の発生が懸念される。

## イ 違法行為の取締り

令和元年中は、神奈川県内において、平成30年8月に開催された演説会に抗議していた男性の首を絞めるなどした右派系市民グループ関係者を傷害罪で逮捕した（1月、神奈川）。

また、東京都内において、関東大震災犠牲者の慰霊祭に参加していた右派系市民グループ関係者と口論になり、同関係者の頬を平手打ちするなどした男を暴行罪で逮捕した（9月、警視庁）。

警察は、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じており、違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。

## 2 極左暴力集団

### (1) 革マル派

革マル派は、令和元年中も引き続き、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、「黒田の革命的マルクス主義の立場と思想を学ぶための格好の入門書」と位置付ける「マルクス主義入門」（全5巻）を平成30年5月から順次刊行しており、令和元年中は第3巻から第5巻を発刊したほか、「同志黒田の追求に学び前進せん」、「強固な前衛党の組織建設に邁進しようではないか」などと主張するなど、故黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。また、機関紙「解放」について、令和元年10月の消費増税に合わせ、税込価格を1部300円に据え置くこと、「読者の声」を新設するなど紙面の充実を図ることを理由に頁数を8頁から6頁に削減した。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（以下「連合」という。）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「春闘・反戦反基

地闘争の破壊に狂奔する「連合」指導部弾劾」、日本郵政グループ労働組合（JP労組）に対しては、「経営陣の進める合理化・リストラ施策を積極的に担い、郵政労働者をさらなる低賃金と労働強化にたたきこもうとしている（中略）本部の裏切りを弾劾」、全日本自治団体労働組合（自治労）に対しては、「自治労本部の指導の質こそが「自治労の危機」をつくりだしてきた」などと、それぞれ指導部に対する批判を展開し、メーデー会場や各労働組合主催の定期大会の会場周辺で、参加者に対して同派への結集を呼び掛けるビラを配布した。

大衆運動においては、「安倍自民党政権による憲法改悪の攻撃を阻止する一大闘争に、全国から総決起せよ」などと改憲阻止を強調し、政権打倒を訴えて、独自の集会、デモに取り組んだ。また、大衆団体が主催する国会前抗議行動等、社会の耳目を引く取組では、自派の主張を掲載したビラを配布したり、団体旗やのぼりを掲出したりして、自派の存在を誇示した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「辺野古新基地建設を阻止せよ」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

一方、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（以下「JR東労組」という。）は、同年6月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松寄明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

## (2) 中核派

中核派（党中央）は、令和元年中も引き続き、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に、「改憲阻止」を最重要課題に掲げて活動した。

同派は、令和元年5月、渋谷暴動事件（昭和46年11月14日）における殺人罪等で無期懲役が確定した同派活動家が死亡したことについて、「獄死・国家犯罪を許すな」などと主張した上で、44年間にわたり「不屈・非転向」を

貫いた同活動家の「遺志」を継承していくと訴えた。

また、同年9月、第26回全国委員会総会を開催し、平成27年1月に開催した革共同第7回大会以降の政治局の指導が「空論主義」に陥っていたとして誤りを認め、次期大会までの暫定体制として清水丈夫議長（再任）、秋月丈志書記長（新任）を軸とする新たな政治局を選出し、改めて「階級的労働運動路線」に基づき各種闘争を進めていく姿勢を示した。

「国鉄闘争」においては、令和元年6月、「国鉄闘争全国運動6・9全国集会」を、同年11月、「11・3全国労働者総決起集会」をそれぞれ都内で開催し、「国鉄闘争」を軸に「闘う労働組合を職場の仲間とともに作り出す」ことなどを訴えた。

「改憲阻止闘争」においては、平成30年に発足を宣言した「改憲・戦争阻止！大行進」運動の地方組織の結成を推進し、各地で集会、デモに取り組んだ。

このほか、「新自由主義の典型的な職場であったコンビニを逆に階級的労働運動の拠点に変えていく新たな闘いの始まり」として、令和元年6月、コンビニエンスストアの本部社員や加盟店オーナー、店舗従業員等で組織する「コンビニ関連ユニオン」の結成を表明し、同年7月及び同年9月には「24時間営業義務化反対」を訴えて抗議行動等に取り組んだ。

また、「国際連帯の力で労働大改悪と戦争を阻止しよう」などと主張し、同年8月に広島県で開催した「国際反戦反核集会」や同年11月に都内で開催した「11・3全国労働者総決起集会」に海外の労働組合員を招へいたほか、同月に韓国で開催された労働者集会に活動家等を派遣した。

同派は、「革共同を「青年・学生の党」に、今こそ本当に生まれ変わらせよう」と訴え、若者の獲得に向けた取組を強化し、SNSや動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」を勧誘活動に積極的に活用した。平成31年4月に行われた東京都杉並区議会議員選挙には、30歳（当時）の女性活動家を擁立した。同活動家は、「若者と女性で社会を変えよう」などと訴えて初当選を果たした。

同派系の全日本学生自治会総連合（以下「全学連」という。）は、「新しい社会の担い手を生み出していく先頭に全学連は立つ」などと主張し、全国

の大学での「学生自治会建設」に向け、大学構内に無断侵入するなどの違法行為を犯してまで同調者の獲得を図った。

一方、平成19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、今後も、「国鉄闘争」を基軸に、改憲阻止を中心とした各種闘争を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、改憲阻止や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

### **(3) 革労協**

革労協主流派は、令和元年中も、「農地強奪阻止」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の成田現地闘争（集会、デモ）に取り組んだ。また、同派内で発生した部落差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、令和元年中も、ソマリア沖海賊対処行動や自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練、普天間飛行場の名護市辺野古移設を批判し、集会、デモを行うなど、反戦・反基地闘争を重点に取り組んだ。また、電源開発大間原子力発電所の建設に反対し、現地に活動家を動員して反原発闘争に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

### **(4) 成田空港をめぐる情勢**

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。そのうち、平成28年に北原グループが提起した、空港会社側の勝訴が確定している土地明渡し裁

判に関して、土地、建物に対する強制執行停止を求める訴訟は、平成30年12月に千葉地方裁判所で請求棄却の判決が下されたが、原告側はこれを不服として控訴した。令和元年9月には、東京高等裁判所で口頭弁論が行われた日に合わせ、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団が、「強制執行阻止」を訴える集会、デモに取り組んだ。

また、平成30年3月には、国、千葉県、空港周辺市町及び空港会社で構成される四者協議会において、滑走路の延伸や新設等により空港の発着容量を年間50万回とする、更なる機能強化について合意がなされ、令和元年11月、その合意内容に沿って成田国際空港の基本計画が53年ぶりに改定された。こうした成田国際空港の機能強化に向けた動きに対し、北原グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、「空港機能強化粉碎」などと主張して、反対行動に取り組んだ。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

## **(5) 極左暴力集団対策の推進**

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進した。

警察は、令和元年中、極左活動家ら19人を検挙した。

平成31年2月13日には、警視庁、埼玉県警察及び神奈川県警察による合同捜査本部が、平成25年11月28日に発生した在日米軍の横田飛行場に向けた飛翔弾発射事件等の実行役とされる男を匿った革労協反主流派非公然幹部活動家1人を爆発物取締罰則違反で逮捕するとともに、同派の非公然アジトを摘発した。このほか、同捜査本部は、令和元年10月8日、歯科医院で診療を受けるにあたり、診療申込書に虚偽の氏名等を記入した同派非公然最高幹部1人を有印私文書偽造・同行使罪で逮捕した。

また、同年5月7日には、京都府警察が、平成30年7月12日にビラを配布する目的で京都大学の構内に無断で侵入した中核派（党中央）活動家1人を

建造物侵入罪で逮捕したほか、令和元年5月22日には、広島県警察が、平成31年4月4日に広島大学構内で同大学職員に体当たりして転倒させ、怪我を負わせた中核派（党中央）系全学連活動家2人を傷害罪で逮捕した。

さらに、令和元年10月2日には、埼玉県警察及び警視庁が、「テロ、ゲリラ」事件で使用する武器を民家の倉庫に隠し持っていたとして中核派（党中央）の活動拠点を爆発物取締罰則違反で捜索した。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

### **3 オウム真理教**

#### **(1) 教団の状況**

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名の上祐派が活動している。

#### **ア 松本への絶対的帰依を強調する主流派**

主流派は、平成30年7月の松本の死刑執行後も依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的で開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行等に取り組みせたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。また、「Aleph（アレフ）」では、松本の二男の教団復帰をめぐる動向に端を発して生じた内紛に伴い、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とする執行部がこれまで複数の幹部信者等を処分するなど、統制を図ってきたが、絶対的な存在である松本の地位の継承や指導体制の変化は、これまでのところ確認されていない。

なお、執行部により排除された一部の信者は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動を継続しているとみられる。

今後も主流派は、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を行いながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

## イ 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトにも旧教団時代の「反省・総括の概要」を掲載して松本からの脱却を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、上祐史浩代表が出演するトークイベントを活用したり、著名人との対談や報道機関の取材を積極的に受け入れたりするなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止や祭壇の廃止等、組織の刷新をアピールするなどしている。

このような中、同派は、平成27年に更新された無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分決定に対して、同年6月1日、同決定の取消しを求める行政訴訟を提起した。東京地方裁判所は、平成29年9月25日、同決定のうち、「ひかりの輪」を対象とした部分を取り消す旨の判決を言い渡した。その後、国が控訴し、東京高等裁判所は、平成31年2月28日、「被控訴人（ひかりの輪）の出家した構成員の全員、他の会員の6割以上が松本サリン事件・地下鉄サリン事件の当時からの構成員」、「オウム真理教における位階制度を基礎とした体制を維持している」、「松本が説いた（中略）教義を含むオウム真理教の修行体系の最も基礎的ないし本質的部分を継承・維持している」等と判示し、第一審判決を取り消し、同派の請求を棄却した。これに対し、同派が上告し、同訴訟は現在も係属中である。

なお、同派は、平成30年に更新された観察処分決定に対しても、同年2月に同決定の取消しを求める行政訴訟を提起しているほか、松本を絶対とする「Aleph（アレフ）」を批判して自派の活動を正当化するなどし、団体規制法に基づく観察処分の適用回避に向けた取組に全力を挙げている。

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。

## ウ 組織拡大に向けた動向

教団は、15都道府県に32か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行っているほか、SNSを利用し宗教色を感じさせない各種イベントを開催するなど、青年層を中心に接触を図り、ヨガ教室に勧誘するなどして新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

### (2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とするなど、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、その本質に変化がないと認められる。よって、警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

一方、地下鉄サリン事件から24年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。また、教団施設周辺の警戒警備活動を実施している。

## 4 日本共産党

### (1) 第19回統一地方選挙結果

日本共産党は、平成31年4月の第19回統一地方選挙について、平成29年1月の第27回党大会で「道府県議会で新たに空白を絶対につくらず、すべての道府県議会での複数議席実現、議席増に挑戦する」等の目標を掲げた。また、同年12月の第3回中央委員会総会では「統一地方選挙は、その直後に行わ

れる参議院選挙の前哨戦としても、重要な意義をもつ」と、その重要性を強調した。

しかし、今回の統一地方選挙では、41道府県議会議員選挙で99議席の獲得に留まり、前回の統一地方選挙（平成27年）で獲得した111議席から議席を減らした上、愛知県議会（改選前2議席）では全ての議席を失い、空白議会となる結果になった。

共産党は、選挙結果について、「党の議席を後退させたことはたいへんに残念」としながらも、「今後の前進にむけた足がかりを築くものであり、全体として善戦・健闘と言えるたたかいとなった」と評価した。

## **(2) 第25回参議院議員通常選挙結果**

共産党は、令和元年5月、第6回中央委員会総会を開催し、同年7月の第25回参議院議員通常選挙について、比例代表では「(得票数) 850万票以上、(得票率) 15%以上」を獲得し、「7人以上の当選」、選挙区では「現有3議席（東京、京都及び大阪）を絶対に守りぬき、議席増をめざす」との目標を掲げた。

共産党は、同選挙に選挙区16人（1人区3人（うち公認1人、無所属2人）、複数区13人）、比例代表26人の計42人の候補を擁立したが、選挙区で3議席（東京、埼玉及び京都）、比例代表で4議席と、改選前8議席から1議席減の7議席の獲得に留まった。また、比例代表の得票数も448万3,411票（前回比153万2,783票減）、得票率も8.95%（前回比1.79ポイント減）と後退した。

共産党は、同選挙の結果について、「選挙区選挙で、現有の3議席を確保することができたことは、重要な成果」、「比例代表選挙で、わが党が改選5議席から4議席に後退したことは残念」と評価した。

## **(3) 野党共闘**

従来、全選挙区に候補者擁立を目指してきた共産党は、平成27年9月の第4回中央委員会総会以降、野党統一候補の擁立を優先し、1人区のほとんどで候補者を取り下げ、野党共闘を重視した選挙闘争に取り組み、国政選挙のたびに、野党各党に対して選挙協力を呼び掛けてきた。

共産党は、令和元年7月の第25回参議院議員通常選挙においても、32の1人区に野党統一候補を擁立することを目標として掲げ、ほとんどの1人区で

党公認候補を取り下げるなどして、前回の参院選に引き続き、野党共闘を推進した。

その結果、野党5党派（立憲民主党、国民民主党、共産党、社民党及び社会保障を立て直す国民会議（衆院会派））は、32の1人区全てで候補者を一本化し、このうち3選挙区（福井選挙区（共産党公認）、鳥取・島根選挙区（無所属）、徳島・高知選挙区（無所属））で共産党が統一候補者を擁立したが、いずれの統一候補者も落選した。

共産党は、同選挙での野党共闘について、「共闘の力で安倍首相による改憲策動に痛打を与え、政治局面を変えたことの意義は大きい」、「相互に支援しあう共闘に前進した」と評価した。

また、志位委員長は同選挙後の同年8月に開催された党創立97周年記念講演において「「野党連合政権」を正面からの主題にすえた話し合いの開始」を呼び掛け、同選挙で共闘した野党等に順次申入れを行った。

同党が提唱する「野党連合政権」は、共産党の綱領に規定されている「さしあたって一致できる目標の範囲」で形成される統一戦線の政府に位置付けられ、共産主義社会の実現という同党の目標に向けた一つの段階に当たるものである。共産党は、この「野党連合政権」の樹立を目指し、今後も各種選挙での野党共闘に注力するものとみられる。

#### **(4) 第28回党大会に向けた動向**

共産党は、令和元年9月に開催した第7回中央委員会総会（以下「7中総」という。）において、第28回党大会を令和2年1月14日から同月18日までの5日間の日程で開催することを決定した。党大会の開催は、平成29年1月の第27回党大会以来3年ぶりとなる。

##### **ア 党勢拡大に向けた取組**

共産党は、7中総において、令和2年1月末までの間、「第28回党大会成功をめざす党勢拡大大運動」に取り組むことを提起した。大運動では、党員拡大で「全ての支部・グループで党員1人以上」の獲得を、機関紙「しんぶん赤旗」の読者拡大では、日刊紙2万3,000人以上、日曜版12万人以上の増加を目指すとした。

また、共産党は、7中総開催時点での党勢の現状について、党員が約28

万人であり、「しんぶん赤旗」読者数が「100万人を割って」と公表した。この公表数は、第27回党大会（平成29年1月）時の公表数と比較して、党員数で約2万人減、「しんぶん赤旗」読者数で約13万人減である。

共産党は、7中総決議で、自らの「最大の弱点は、党の自力の問題」であると明言していることから、今後も党建設を重視し、党勢拡大の取組を強化していくものとみられる。

## イ 綱領の改定

共産党は、令和元年11月に開催した第8回中央委員会総会において、日本共産党綱領の一部改定案を提示し、第28回党大会に上程することを採択した。現綱領は、昭和36年（1961年）の第8回党大会で採択されて以来、これまで5回の改定を経ており、第28回党大会での改定は、16年ぶり6回目の改定となる見通しである。

志位委員長は、「今回の綱領一部改定は綱領第3章・世界情勢論を中心に行い、それとの関係で第5章・未来社会論の一部を改定する」とし、特に、中国について、「社会主義をめざす新しい探究が開始」された国と判断する根拠は、もはやなくなりました」として、第3章の中国についての評価を全て削除するほか、第5章に記された、社会主義に至る「三つの流れ」（注1）についての記載を削除し、「発達した資本主義国での変革は、社会主義・共産主義への大道である」と加筆するなどの案を示した。また、第4章についても「必要最小限の改定」として、外交に関して、「北東アジア平和協力構想」（注2）を念頭に「紛争の平和的解決を原則とした平和の地域協力の枠組みを北東アジアに築く」と加筆したほか、現在の諸情勢に即した変更を加えるとした。

なお、志位委員長は、今回の改定について、「今日でも正確で有効な諸命題は、最大限そのまま引き継ぐとの考え方を示しており、日本が米国の「事実上の従属国である」とする現状規定、民主主義革命から社会主義革命へと進む二段階革命論、幅広い勢力を結集する統一戦線戦術といった現綱領の基本路線に係る部分に変更は加えられていないことから、今後も共産党は、これらの基本路線を堅持するものとみられる。

(注1) 現綱領で示されている「三つの流れ」

「21世紀の世界は、①発達した資本主義諸国での経済的・政治的矛盾と人民の運動のなかから、②資本主義から離脱した国ぐにでの社会主義への独自の道を探究する努力のなかから、③政治的独立をかちとりながら資本主義の枠内では経済的発展の前途を開きえないでいるアジア・中東・アフリカ・ラテンアメリカの広範な国ぐにの人民の運動のなかから、資本主義を乗り越えて新しい社会をめざす流れが成長し発展することを、大きな時代的特徴としている。」(現綱領・第5章第17節)

(注2) 「北東アジア平和協力構想」

第26回党大会決議において、「北東アジアには、北朝鮮の核兵器問題、尖閣諸島問題などの紛争問題とともに、歴史問題をめぐる対立と相互不信が存在する」として、「北東アジアに平和的環境をつくる外交努力を追求することは緊急で重要な課題」と指摘し、①武力行使の放棄や対話促進等を定める北東アジア規模の「友好協力条約」の締結を目指す、②北朝鮮問題に関する「6カ国協議」で核・ミサイル・拉致等諸懸案の包括的解決を図り、この枠組みを北東アジアの平和と安定の枠組みに発展させる、③領土に関する紛争問題は外交的解決に徹し、友好的な協議・交渉を通じて解決する行動規範を結ぶことを目指す、④日本の侵略戦争と植民地支配を反省し、歴史を偽造する逆流の台頭を許さないという4点の原則に立ち提唱した。

## (5) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、令和元年5月1日、都内・代々木公園に約2万8,000人（主催者発表）を集め、「安倍9条改憲反対 戦争法廃止！市民と野党の共闘で安倍政権退陣を」、「許すな！裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度」等のスローガンを掲げ、「第90回中央メーデー」を開催した。来賓として出席した共産党の志位委員長は、「共闘の力で「安倍政治サヨナラ」の審判を下し、希望ある新しい政治をつくろう」などと訴えた。中央メーデーの集会後に行われたデモ行進には、共産党の国会議員や共産党本部職員らが参加した。

また、同年11月22日、神奈川県川崎市内で結成30周年記念レセプションを開催し、来賓として出席した共産党の市田忠義副委員長は、「全労連が、市民と野党の共闘をつくりだす原動力」と強調した上で、「安倍政権を倒し、野党連合政権への道を切り開く上で、一層の役割を果たしてほしい」などと訴えた。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対する運動に取り組むものとみられる。

## 5 大衆運動

大衆団体等は、令和元年中も、沖縄米軍基地問題や原子力政策等の様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

### (1) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、県内外の大衆団体等が、「辺野古新基地は造らせない」、「安和<sup>あわ</sup>棧橋からの土砂搬出を止める」などと訴え、連日、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の安和<sup>あわ</sup>棧橋周辺及び国頭郡本部<sup>くにがみ</sup>町<sup>もとぶ</sup>の本部港（塩川地区）において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内での座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返した。

また、平成31年3月16日、那覇市内において約1万人（主催者発表）を集め、「土砂投入を許さない！ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求める3.16県民大会」を開催し、「辺野古埋立て反対の民意を尊重し、揺らぐことなく闘い続ける」などと訴えた。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和元年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、警備に当たる警察官に暴行を加えた公務執行妨害罪等で合計5件5人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

### (2) 原子力政策をめぐり反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、毎週金曜日の首相官邸前での抗議行動に取り組んだ。また、平成31年3月21日、都内・代々木公園に約1万人（主催者発表）を集め、「3.21さようなら原発全国集会」を開催したほか、令和元年9月16日には、同所に約8,000人（主催者発表）を集め、「9.16さようなら原発全国集会」を開催した。

令和元年中、原子力発電所の再稼働は行われなかったが、福井県の関西電力大飯<sup>おおひ</sup>発電所3号機（6月26日）及び同4号機（9月13日）が定期検査から再起動するに際し、大衆団体等は、同発電所前等で抗議行動に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も、原子力発電所の再稼働や建設再開、指定廃棄物の最終処分場の設置等様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみ

られる。

### (3) 憲法改正等をめぐる反対運動

大衆団体等は、憲法改正反対等を主張し、令和元年5月3日、都内・東京臨海広域防災公園に約6万5,000人（主催者発表）を集め、「平和といのちと人権を！5.3憲法集会2019ー許すな！安倍改憲発議ー」を開催したほか、大阪府・扇町公園に約2万人（主催者発表）を集め、「輝け憲法！平和といのちと人権を！5.3おおさか総がかり集会」を開催した。

また、同年11月3日には、国会議事堂前に約1万人（主催者発表）を集め、「安倍改憲発議阻止！辺野古新基地建設やめろ！東北アジアに平和と友好！11.3憲法集会in国会正門前」を開催した。

大衆団体等は、今後も、憲法改正に反対する運動をはじめ、国内外の諸情勢を捉えた運動に取り組むものとみられる。

### (4) 反グローバリズム運動

反グローバリズムを掲げる勢力は、令和元年中、国内で開催された国際会議を捉え、令和元年6月のG20大阪サミットに対する抗議行動のほか、同年8月30日には、横浜市内において、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）に対する抗議行動にそれぞれ取り組んだ。

さらに、同勢力等は、同年7月24日、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催1年前を捉え、都内において「1年前でもやっぱり返上！オリンピック大炎上新宿デモ」に取り組んだ。

反グローバリズムを掲げる勢力は、今後も、経済のグローバル化を推進する国際会議等に対し、抗議行動に取り組んでいくものとみられる。

### (5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動

環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）は、令和元年（2019年）6月30日、日本が国際捕鯨委員会から脱退し、同年7月1日、31年ぶりに商業捕鯨を再開したことに對し、「日本は自国の領海で違法な虐殺を続けている」などと同団体のウェブサイトを通じて批判するとともに、日本で開催されるオリンピックをボイコットするようSNS等を通じて訴えた。一方、和歌山県太地町たいじのイルカ漁をめぐっては、平成30年（2018年）9月から31年（2019年）2月までの間、活動家を現地に派遣し、イルカ漁を監視

したり、漁に反対する主張をウェブサイトに掲載したりするなどの抗議活動に取り組んだ。

警察では、平成23年以降、和歌山県警察において「太地町特別警戒本部」を設置し、関係機関と連携した警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施している。また、出入国在留管理庁等の関係機関と連携した水際対策を推進している。

シー・シェパードをはじめとする環境保護団体は、今後も我が国の捕鯨をめぐり、様々な抗議活動に取り組むものとみられる。

## 第2 外事情勢

### 1 北朝鮮

#### (1) 朝鮮総聯

##### ア 北朝鮮に対する訪朝団派遣等の動向

朝鮮総聯<sup>れん</sup>は、令和元年（2019年）中、北朝鮮の「光明星節」（故金正日<sup>キムジョンイル</sup>国防委員長<sup>の</sup>誕生日である2月16日）、「太陽節」（故金日成<sup>キムイルソン</sup>主席<sup>の</sup>誕生日である4月15日）、北朝鮮建国71周年（9月9日）等に合わせて訪朝団を派遣するなど、北朝鮮における各種行事に参加した。また、平成31年（2019年）3月に行われた北朝鮮の最高人民会議第14期代議員選挙において、許宗萬<sup>ホシジョンマン</sup>議長以下5人の朝鮮総聯幹部が最高人民会議代議員に選出されるなど、北朝鮮と極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

##### イ 幼児教育・保育の無償化をめぐる動向

朝鮮総聯は、幼児教育・保育の無償化に関し、朝鮮学校附属幼稚班（幼稚園）が対象外となることを受け、令和元年8月5日、衆議院第二議員会館において「すべての幼児に『幼児教育・保育の無償化』適用を求める要請の集い」を開催し、内閣府等の担当者に対し、朝鮮学校を含む「各種学校」（注）の幼児教育・保育施設を無償化の対象として認めるよう訴えた。

（注） 「各種学校」

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの。（学校教育法第134条）

##### ウ 抗議・けん制等の動向

朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されたことの是非をめぐる裁判で、令和元年8月27日に最高裁判所が東京及び大阪の原告の上告を棄却したことを受け、同月30日、文部科学省前で抗議行動を実施し、判決の不当性と朝鮮学校に対する無償化制度の適用を訴えた。また、同抗議行動で参加者らは、朝鮮学校に対する補助金の削減や幼児教育・保育の無償化問題等に言及し、「朝鮮学校で学ぶ生徒たちの権利を守るため、これからも闘う」などとした。

## エ 今後の見通し

許宗萬議長は、令和元年6月24日、総聯中央委員会第24期第2回会議の報告において、「敬愛する金正恩元帥が教えられたとおり、民族教育は、総聯の最も大きな誇りであり、在日朝鮮人運動の命脈を継ぐ事業である」とした上で、「日本当局が、朝鮮学校に対する教育助成金の給付を停止し、高校無償化から排除したのは、民族教育事業の財政的枯渇を狙うものであり、民族教育の法的基盤を弱体化させようというものである」などと述べ、朝鮮総聯活動家に対し、「朝鮮学校の学生数を増やす事業と学校運営を支援する事業で役割を高めるようにしなければならない」などと指示した。

朝鮮総聯は、今後も民族教育を重視する方針とみられ、高校授業料無償化等について、朝鮮学校を支援する者らと連帯して街頭宣伝や抗議行動を行うとともに、朝鮮学校が無償化制度の対象に含まれるよう関係省庁や国会議員への要請を続けていくとみられる。

### (2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国際連合安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、我が国としての対北朝鮮措置を講じている。

日本政府は、平成31年4月9日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（令和3年4月13日まで）を決定した。

警察では、平成18年以降、これまでに40件の対北朝鮮措置に係る事件を検挙しており、令和元年中には、販売目的で北朝鮮産ビールを不正に輸入した外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件（7月、福岡・富山）や、香港及び中国・大連を經由して家具等を北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件（8月、大阪・沖縄）を検挙した。

警察では、引き続き、関係機関との緊密な連携を図りつつ、徹底した取締りを推進していくこととしている。

### (3) 北朝鮮からの木造船漂着事案

北朝鮮からのものとみられる木造船の漂流・漂着事案は、平成30年の1年間で過去最多の225件に上ったが、生存者の上陸は確認されなかった。令和元年中は既に127件の漂流・漂着事案が確認されており、生存者の伴う事案が2件発生している（11月29日現在、海上保安庁調べ）。

平成31年1月8日には島根県隠岐の島町に北朝鮮からのものとみられる木造船が漂着し、生存者4人が発見された。

また、同月13日には青森県深浦町の沖合を漂流している生存者2人が乗った北朝鮮からのものとみられる木造船が発見された。

両事案の生存者は、全員が一貫して「北朝鮮から漁のために来たが、船が故障して漂流した」旨述べたほか、北朝鮮への帰国を希望し、同年2月に全員が、中国経由で北朝鮮に引き渡された。

警察では、引き続き、関係機関と連携して、沿岸地域のパトロール等の諸対策を徹底していくこととしている。

## 2 北朝鮮による拉致容疑事案

### (1) 北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き

#### ア 政府の取組

日本政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるとして、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

令和元年（2019年）8月、フランスで開催されたG7ビアリッツ・サミットにおいては、安倍首相が北朝鮮に関する議論をリードし、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を呼びかけ、各国首脳の賛同を得た。また、その後の内外記者会見において、安倍首相は「核、ミサイル、そして何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、私自身、条件を付けずに、金正恩委員長と直接向き合っていく。冷静な分析の上に、あらゆるチャンスを逃すことなく果敢に行動していく」旨発言している。

#### イ 警察の取組

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及

び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案（注）について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の現地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、DNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意が得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

（注） 警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性が排除できない方は、令和元年11月末現在、879人

## **(2) 今後の取組**

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

日本政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいるところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

## **3 中国**

### **(1) 日中関係**

#### **ア 日中首脳会談の開催**

令和元年6月27日、G20大阪サミットに出席するため、国家主席就任

後初めて日本を訪問した習近平国家主席は、安倍首相と日中首脳会談を行った。同会談において両首脳は、平成30年の李克強<sup>リ こくきやう</sup>首相の訪日と安倍首相の訪中を通じて日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を得つつあることを確認するとともに、長期的に安定した日中関係の構築、ハイレベルの相互往来・対話の強化、習近平国家主席が令和2年春に国賓として訪日することなどで一致した。

## イ 我が国周辺海空域における中国の動向

### (7) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島について所有権を取得して以降、中国公船は、尖閣諸島周辺海域への接近を繰り返すようになり、同月以降これまでの中国公船の領海侵入日数は延べ254日となった（海上保安庁調べ）。

平成30年中の中国公船による尖閣諸島周辺海域の領海侵入は、月1、2回程度であり、平成30年12月には、日本政府が尖閣諸島3島について所有権を取得して以降、初めて領海侵入が確認されなかったが、平成31年に入ってから活発な活動に転じている。すなわち、同年1月以降、中国公船による尖閣諸島周辺海域の領海侵入回数が月3回程度に増えたほか、令和元年6月には、同海域の接続水域の連続航行日数が、日本政府が尖閣諸島3島について所有権を取得して以降最長となる64日連続を記録した。さらに、中国公船による尖閣諸島周辺海域の領海侵入回数及び接続水域の航行日数は、同年8月までに前年を超えた。

中国は、尖閣諸島周辺に公船等を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、既成事実化を図る狙いがあるものとみられる。

### (4) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活動を活発化させている。

平成30年度の航空自衛隊機による緊急発進回数は、昭和33年（1958年）に対領空侵犯措置を開始して以来、過去2番目に多い999回であり、前

年度比で95回増加した。緊急発進回数のうち推定を含め、中国機に対するものは638回であり約64%に及び、前年度と比べ138回増加した（防衛省発表）。

中国軍機の活動は拡大傾向にあり、今後も我が国周辺空域における中国軍の活動が拡大するものとみられる。

## **(2) 中国による対日諸工作等**

### **ア 海外における情報収集活動等**

平成31年（2019年）1月8日、ポーランド当局は、中国の通信機器大手「華為技術（ファーウェイ）」のポーランド法人に勤務する中国人男性と、通信会社に勤務するポーランド人男性の計2人をスパイ活動を行っていた疑いで逮捕した。地元メディアの報道によれば、逮捕された中国人男性は以前にポーランドの中国総領事館に勤務しており、両名は中国の情報機関のためにスパイ活動をしていたものとみられている。

また、令和元年（2019年）9月30日、米国当局は、米国籍のツアーガイドを、中国情報機関関係者に米国の機密情報を渡した疑いで逮捕したと発表した。米国当局によれば、逮捕されたツアーガイドは、米国の安全保障に関する機密情報が記録されたメモリーカードを中国に持ち出し、情報機関員に渡していたとみられている。

### **イ 我が国における諸工作等**

中国は、我が国において、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に技術者、研究者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の各界関係者に対して積極的に働き掛けるなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

近年では、中国政府、企業、大学等の関係者が、中国国内で深刻化する環境汚染、高齢化等の問題に関連して、これらの分野の先端科学技術を有する我が国の企業等を積極的に訪問するとともに、あらゆる機会を通じて中国への進出や共同研究、技術提供を働き掛けるなどの動向がみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向

に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

## 4 ロシア

### (1) 日露関係

#### ア 日露間の対話

我が国は、ウクライナ危機以降、欧米諸国と足並みをそろえる形でロシアに対して各種制裁を行っている一方で、日露間で今日に至るまで平和条約を締結していないのは異常な事態であるとの認識の下、北方領土問題の解決を含む平和条約締結等について、ロシアとの間で対話を続けている。

平成31年（2019年）1月22日、モスクワで行われた日露首脳会談では、平和条約交渉の本格化のほか、北方四島での共同経済活動の早期実現に向けて検討を加速させることで一致した。

令和元年6月29日、大阪で行われた日露首脳会談では、平成30年11月の会談において共に表明した昭和31年（1956年）の日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの決意の下で、精力的に交渉が行われていることを歓迎し、引き続き交渉を進めることで一致したほか、平成28年（2016年）5月の会談で、日本が示した日露経済交流の促進に向けた8項目の協力プランの進展も確認した。

令和元年（2019年）9月5日、ウラジオストクで行われた日露首脳会談では、平和条約交渉について未来志向で作業することを再確認し、双方が受け入れられる解決策を見付けるための共同作業を進めていくこととした。

日露間の対話は、今後も継続していくものとみられる。

#### イ 北方領土をめぐる動向

我が国との間で首脳間の対話が続く中、ロシアは、北方領土の返還を求める日本に対し、硬軟織り交ぜた外交姿勢を見せている。

令和元年（2019年）5月15日、ロシア極東・北極圏発展省は、クリル諸島（北方領土及び千島列島）の経済特区「先行発展地域」（注）を拡大すると発表した。

同月30日、日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）が東京都内で行われ、ロシア側は、日本の陸上配備型イージス・システム（以下「イージス・アショア」という。）配備について懸念を示したほか、ロシア軍による北方領土でのミサイル訓練や戦闘機配備等の強化に対して日本側が抗議したことに対し、「我が国の主権のある領土内で活動している」と主張した。

同年6月6日、プーチン大統領は、各国通信社幹部らとの会見で、北方領土問題の解決を含む日露平和条約交渉について、この問題の早期解決は困難との考えを示した。また、同月22日放映のロシア国営テレビの番組で、プーチン大統領は、北方領土を日本に引き渡す計画はない旨を述べ、領土問題で譲歩しない姿勢を示した。

同月29日の日露首脳会談において、北方四島における共同経済活動について、同年秋にも、観光パイロットツアーや、日露のゴミ処理の専門家の往来などのパイロット・プロジェクトを実施することで一致した。

同年8月2日、メドヴェージェフ首相は、北方領土の択捉島を訪れ、ロシアが独自に推進する開発事業の現状を視察した。

同年9月5日、プーチン大統領は、日露首脳会談を前にロシア企業が色丹島に新設した大規模水産加工施設の稼働式にテレビ中継で出席したほか、同会談後に参加した東方経済フォーラム全体会合において、自衛隊が予定しているイージス・アショアの導入に反対の考えを示し、導入すれば平和条約交渉に影響を及ぼすと強調した。

今後も、ロシアは、我が国に対し、硬軟織り交ぜた対応を行うものとみられる。

（注） 「先行発展地域」

進出企業に税制優遇措置を与えるなどとするロシア政府の制度

## (2) ロシアによる対日諸工作等

ロシアの情報機関は、世界各地において依然として活発に活動している。

平成31年（2019年）2月27日、スウェーデン警察は、違法な<sup>ちよう</sup>諜報活動の疑いで、ロシアの情報機関員にリクルートされていた者を逮捕したと発表した。発表によると、同人は最先端の情報技術分野に携わっており、平成29年（2017年）から情報の引渡しに従事していたとされる。同人をリクルートし

たのは、ロシア対外情報庁（S V R）の機関員で、外交官を装って活動していたとみられている。

平成31年（2019年）3月、米国のモラー特別検察官は、いわゆるロシア疑惑（注）をめぐる捜査を終結し、捜査報告書をバー司法長官に提出した。約1年10か月の捜査ではロシア軍参謀本部情報総局（G R U）の情報機関員ら合計34人が起訴された。

これまで我が国においても、ロシア情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行っており、警察では、平成3年（1991年）のソ連崩壊以降、これまでに、9件の違法行為を摘発している。

ロシアは、今後も、大使館員、経済代表団員等を装った情報機関員による各種情報収集活動を行うなどし、先端技術の移転工作等を展開していくものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

（注） ロシア疑惑

平成28年（2016年）の米国大統領選挙にロシア政府やその関係者が、様々な手段を通じて介入したとされる疑惑で、トランプ陣営との関係性も指摘されている。

## 5 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策

### (1) 国際的な取組

我が国は、国際社会の平和と安定に対する重大な脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するため国際法及び各国国内法の範囲内で執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想（P S I : Proliferation Security Initiative）」に、発足当初から積極的に参加している。

警察は、令和元年（2019年）7月10日から同月11日にかけて、我が国の拡散阻止能力及び関係国間の連携を強化するため、韓国が主催して実施されたP S I 訓練（Eastern Endeavor 19）に参加した。

## (2) 違法行為の取締り

警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進しており、これまでに36件の大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件を検挙している。これらの事件においては、第三国を經由した迂回輸出の実態や、摘発逃れを目的とする輸出品目及び輸出名義人の偽装等、悪質・巧妙な手口が確認されている。

警察では、国内外の諸情勢を的確に把握・分析し、関係機関と緊密な連携を図りつつ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしている。

## 6 不法滞在者対策

### (1) 外国人入国者等の動向

令和元年6月末時点の訪日外国人旅行者数は約1,663万人（日本政府観光局（JNTO）推計値）で、前年同期と比較して約73万人増加し、8年連続で増加した。

また、同月末時点の在留外国人数（注）は約283万人と、平成30年末時点と比較して約10万人増加した（出入国在留管理庁発表）。平成31年4月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格が創設されるなど、政府は外国人労働力の受入れを拡大してきており、今後も在留外国人数の増加が見込まれる。

（注） 在留外国人数  
中長期在留者と特別永住者を合わせた数

### (2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和元年7月1日現在の我が国における不法残留者の数は、約7万9,000人であり、平成31年1月1日時点と比較して約4,800人増加した（出入国在留管理庁発表）。国籍別ではベトナム、インドネシア及びスリランカが、在留資格別では「特定活動」（注）が大幅に増加した。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書等を使用して在留資格を偽るなどして、不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカ

一や資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

このような中、警察が出入国在留管理官署との合同摘発や集中取締りを積極的に推進した結果、令和元年6月末時点における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国警備官への引渡し人員の合計は2,463人（暫定値）となり、前年同期と比較して483人の増加となった。

今後、偽造技術の向上による精巧な各種偽造証明書の流通や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念され、警察では、引き続き不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしている。

（注） 「特定活動」

出入国管理及び難民認定法が規定する在留資格の一つ。「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」（同法別表第一の五）とされ、法務省ウェブサイトでは、外交官等の家事使用人、アマチュアスポーツ選手及びその家族、インターンシップ等が例示として挙げられている。

### 第3 国際テロ情勢

#### 1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

##### (1) イスラム過激派

イスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国」（以下「I S I L」という。）は、平成26年（2014年）にカリフ制国家の樹立を宣言した後、その過激思想に影響を受けた多くのイスラム教徒を世界中から引き付け、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたが、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、その支配地域を減少させ、平成31年（2019年）3月、両国における全ての支配地域を喪失したとされる。

しかし、I S I Lの残存勢力は、依然として攻撃を行う能力を有し、シリアでは地下ネットワークを拡大し、イラクではその指導部及び組織の再構築を継続しながら、活動を継続していたところ、令和元年（2019年）9月にも、指導者のアブー・バクル・アル・バグダーディの声明が発出され、攻撃、情報発信を含むあらゆる活動を強化するよう改めて支持者に呼び掛けた。

同年10月27日、トランプ大統領は、バグダーディが、米国の作戦行動により死亡したと発表した。同月31日、I S I Lも指導者の死亡を認め、新指導者を指名したことを発表し、同年9月に発出されたバグダーディの声明にも言及しつつ、米国に対して警告する声明を発出した。

I S I Lは、従前より、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対I S I L有志連合」参加国、ロシア、イラン等に対するテロを実行することや、爆発物や銃器が入手できない場合にはナイフ、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けてきており、令和元年（2019年）中も、I S I L等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生し、I S I Lは、インターネットを活用してこれらのテロ事件を称賛するなど、更なるテロの実行を呼び掛けた。

イラク及びシリアでI S I Lが支配地域を喪失したことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の多くが同地を離れ、残留者の一部は収容施設又は難民キャンプに収容されるなどしており、関係各国は、外国人戦闘員等の帰国又は移動並びに施設等収容者らの送還及び処遇への対応を迫られることを懸念している。今後、外国人戦闘員が、母国又は第三国でテロを行う

ことが懸念される。実際、平成29年（2017年）5月から同年10月にかけてフィリピン南部の都市マラウイで発生した、I S I Lを支持する勢力とフィリピン当局との戦闘で死亡した者の中に、中東、北アフリカ等出身の外国人戦闘員も含まれていたとされる。また近年、イラク及びシリアから多くの外国人戦闘員がアフガニスタンに移動する動向が指摘されていたところ、アフガニスタン、リビア等のイラク及びシリア以外の紛争地域が多数の外国人戦闘員を引き付け、当該地域の紛争を激化、長期化させたり、当該地域から世界中に過激思想を拡散させたりすることも懸念される。

アル・カーイダ（以下「AQ」という。）は、指導者のアイマン・アル・ザワヒリが令和元年（2019年）中も引き続き複数の声明を発出し、一貫して反米テロ等と呼び掛けている。一方、令和元年（2019年）9月14日、トランプ大統領は、AQ創設時の指導者オサマ・ビンラディンの息子とされるハムザ・ビンラディンが米国の作戦行動により既に殺害されていたことを発表した。

中東、アフリカ、南西アジア等において活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、AQ及びその関連組織は、依然として自らがイスラム過激派を主導する勢力であると主張しており、脅威は継続している。

## **(2) 我が国を標的とするテロの脅威**

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成27年（2015年）1月及び同年2月のシリアにおける邦人殺害テロ事件、同年3月のチュニジアにおけるテロ事件、平成28年（2016年）7月のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおけるテロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実に発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

実際にシリアにおける邦人殺害テロ事件では、I S I Lによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人

をテロの標的とすることが示唆された。その後も、I S I Lはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しした。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものと見える。

また、欧米では、非イスラム諸国で生まれ又は育った者が、I S I LやAQ等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする国の権益を狙ってテロを実行する、いわゆるホームグロウン・テロリストによる事件が数多く発生している。我が国においても、I S I L関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I Lへの支持を表明する者が国内に存在しており、I S I LやAQ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性も否定できない。過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構（ICPO）を通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

## **2 日本赤軍及び「よど号」グループ**

### **(1) 日本赤軍**

平成12年11月に大阪で逮捕された日本赤軍最高幹部の重信房子について

は、第一審で懲役20年の判決が言い渡され、平成22年8月に判決が確定した。現在は、重信を含む日本赤軍メンバー5人が服役している。

日本赤軍は、平成13年4月、重信が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

## (2) 「よど号」グループ

昭和45年（1970年）3月31日、故田宮高<sup>たかまろ</sup>磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており（岡本武及びその妻は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。）、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

平成24年（2012年）11月の日朝政府間協議では、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたほか、平成26年（2014年）11月には北朝鮮の特別調査委員会（平成28年（2016年）2月に北朝鮮が解体を表明）が「よど号」グループから事情聴取しているが、「よど号」グループの引渡しに向けた具体的な動きはみられていない。

「よど号」グループは、マスコミ報道等を通じて、ハイジャック事件の非は認めているが、拉致容疑事案への関与は否定しており、我が国政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡要求を撤回するとともに、帰国に向けた協議に応じるよう求めている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。

### 3 国際テロ対策

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦は<sup>てい</sup>その未然防止にある。

一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び発生時の対処の両面からテロ対策を推進している。

警察庁は、平成27年6月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までのおおむね5年程度をめどとして推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、出入国在留管理庁及び税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進するとともに、平成27年（2015年）11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質等への対策、不特定多数の者が集まる施設等への対策等、各種テロ対策を強化・加速化してきた。

さらに、平成29年（2017年）には、5月の英国・マンチェスターのコンサートホールにおける自爆テロ事件、8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化している。

過去には、オリンピックをはじめとする大規模なスポーツイベントの開催前や開催期間中にテロが発生していることなどを踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて計画的に対策を推進し、国際テロの未然防止に万全を期す必要がある。

#### (1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんど

は断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

また、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

## (2) 水際対策の強化

テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に關係省庁の課長級で構成される「空港・港湾水際危機管理チーム」を設置し、關係機関が行う水際対策の調整を図っている。国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官（注）が置かれ、關係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備の改善等により水際対策に成果を上げている。また、テロリスト等の入国を阻止するため、A P I S、B I C S及びPNRが運用（35頁（注1）～（注3）参照）されているところ、警察では、關係省庁と連携して水際対策の強化を図っている。

（注） 空港・港湾危機管理（担当）官

水際危機管理に関する専門的事項の調査、企画及び立案に参画し、關係事務に関し必要な調整を行う者であり、全ての国際空港及び一部の国際港湾の危機管理（担当）官には都道府県警察の警察官が充てられている。

## (3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策

近時、薬局、ホームセンター等の店舗やインターネットで購入が可能な

化学物質から爆発物を製造する事案が発生しており、我が国においても、大学生らがインターネットを通じて知り合い、爆発物の製造方法に関する情報交換をするなどした上で、インターネットで購入した化学物質などから爆発物を製造した事件が発生している。

このため、警察では、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体等に対する周知・指導を要請するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管・管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。また、近年、爆発物の製造等を目的とした学校からの化学物質窃取事案が発生していることを受け、文部科学省に対し、学校等における化学物質の管理強化等に関する指導を要請している。

さらに、ウェブサイト上で爆発物の製造方法に関する情報を入手したり、インターネット通信販売で原料を入手したりすることにより爆発物を製造する事案が発生していることを踏まえ、爆発物の製造方法等に関する有害情報の発見及びプロバイダ等に対する削除要請を推進している。

このほか、諸外国において産業用爆薬を使用したテロ事件が発生している事態を踏まえて、火薬類そのものの流出を防止するため、火薬類取扱事業者との連携を強化している。

警察では、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。

#### **(4) 重要施設の警戒**

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国の重要施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を徹底している。特に、全国の原子力関連施設では、銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で警備に当たっている。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、平成18年8月から経済産業省、文部科学省等（平成24年9月以降は、原子力規制委員会等）と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

#### **(5) N B Cテロ対策**

N B Cテロが発生した場合に迅速・的確に対処するため、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）の機動隊等に、高度な装備資機材を配備したN B Cテロ対応専門部隊を設置している（総勢約200人体制）ほか、その他の府県警察の機動隊等には、必要な装備資機材を配備したN B Cテロ対策部隊を設置している。これらの部隊は、装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と緊密に連携して、特定病原体等所持者等の事務所等に対して警察庁職員による立入検査等を実施し、防護体制や防犯体制の強化を事業者に要請している。

このほか、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会と緊密に連携して、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者の事務所等に対して都道府県警察職員による立入検査等を実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

#### **(6) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化**

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊（S A T : Special Assault Team）を8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置している（総勢約300人体制）。

また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

## (7) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努め、航空保安を強化している。

## (8) 防衛省・自衛隊との連携

警察では、防衛省・自衛隊との間で、平素から緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ事案等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、全ての都道府県警察が、陸上自衛隊の師団等との間で、平成14年から17年までの間に共同図上訓練を、また、その成果を踏まえ、平成17年から21年までの間に共同実動訓練を、それぞれ実施した。現在は、陸上自衛隊の連隊等との間で、より実戦的な共同実動訓練を実施している。

平成24年6月には、四国電力伊方原発の敷地を利用した共同実動訓練を実施し、以降、各原発においても同様の訓練を実施している。

## (9) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとされている。

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる、内閣官房及び各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関

との連携強化に努めるとともに、事態発生時における住民避難の要領等を習熟するよう努めている。

#### (10) 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。平成31年（2019年）4月にはG7内務大臣会合がフランス・パリで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ／リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加した。また、警察庁では、テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、例年、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っており、令和元年は6月に中央アジア、7月に南アジアから治安情報機関幹部等を招へいして二国間テロ対策協議を開催するとともに、同年7月には、アフリカ諸国から治安情報機関幹部を招へいして地域テロ対策協議を実施した。さらに、例年、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催による「国際テロ対策セミナー」を開催しており、令和元年においても11月に、アジア、中東、アフリカ等から治安情報機関担当者を招へいし、国際テロ対策に関するノウハウの提供を行った。

テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、平成27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法を施行した。我が国では、同特別措置法及び外為法に基づき、403個人107団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき国際テロリストとして公告（令和元年11月8日現在）している。

## 第4 サイバー空間における警備情勢

### 1 サイバー攻撃の脅威

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）といったサイバー攻撃は、国の治安、安全保障及び危機管理にとって現実の脅威となっている。サイバー攻撃には、①攻撃の実行者の特定が難しい、②攻撃の被害が潜在化する傾向がある、③国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国において、この脅威に対する対処能力の強化が求められている。

#### (1) サイバーテロ

情報通信技術が浸透した現代社会において、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃はインフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。我が国では、これまでサイバーテロは発生していないが、海外では、不正プログラムによって金融機関のシステムや原子力関連施設の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。

サイバーテロに用いられる手口としては、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵入するもの、不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令するものなどがある。

#### (2) サイバーインテリジェンス

近年、情報を電子データの形で保有することが一般的となっている中、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンスの脅威が、世界各国で問題となっている。

サイバーインテリジェンスに用いられる手口としては、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付して、業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールを送信し、これを受信したコンピ

ュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図る標的型メール攻撃が代表的である。また、物理的なテロの準備行為として、重要インフラ事業者等のシステムに侵入し警備体制に関する情報を窃取するなどのサイバーインテリジェンスが行われるおそれもある。さらに、対象組織の職員が頻繁に閲覧するウェブサイトを改ざんし、当該サイトを閲覧したコンピュータに不正プログラムを自動的に感染させる手口による水飲み場型攻撃も発生するなど、その手口はますます巧妙化・多様化している。

## 2 国内外におけるサイバー攻撃の発生状況

### (1) 国内

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案が発生しており、我が国にとって大きな脅威となっている。

平成27年（2015年）6月、日本年金機構に対するサイバー攻撃により、同機構が保有する個人情報流出したことが公表されたほか、我が国の複数の機関、団体、事業者等において、サイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生していたことが明らかとなった。また、平成30年2月には、国立研究開発法人産業技術総合研究所に対し、外部から不正アクセスがあったことが確認され、同年7月に同研究所のメールシステムや管理用ネットワーク内のシステムへの不正アクセスにより、知的財産に関する情報や個人情報の窃取又は閲覧が行われた可能性があるとの調査結果が発表された。

このほかにも、平成27年9月以降、国内のウェブサイトが閲覧不能に陥る事案が連続的に発生している。これらの事案に関して、国際ハッカー集団「アノニマス」を名のる者が、犯行声明とともにイルカ漁や捕鯨に対する抗議をインターネット上に投稿しており、警察ではこれらの関連性を含めて捜査を進めている。

これらのような、我が国の民間事業者や政府機関に対するサイバー攻撃については、手口の更なる巧妙化・多様化が懸念される。

## (2) 国外

### ア 発生状況

平成29年（2017年）5月、日本を含む世界約150か国において、政府機関、病院、銀行、大手企業等のコンピュータが「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアに感染する事案が発生した。これにより、英国の病院で患者のファイルが確認できなくなる、救急車の搬送先が変更になる、手術が中止になるなどの影響が生じた。また、同年6月には、ウクライナをはじめとする世界各国において、政府機関、原子力発電所、銀行、空港等のコンピュータが「NotPetya」等と呼ばれるランサムウェアに感染し、業務が停止するなどの影響が生じた。

大規模行事におけるサイバー攻撃として、同年にドイツで開催されたG20ハンブルク・サミットに際し、参加国の関係者等に対して、実際に開催される関係会合への招待状であるかのように装ったファイルを用いた標的型メール攻撃が行われたとみられている。また、平成30年（2018年）2月には、平<sup>ビヨンチャン</sup>昌冬季オリンピック競技大会の開会式において、大会システムへのサイバー攻撃により、公式ウェブサイトがダウンしてチケットが印刷できなくなる、会場内Wi-Fiが停止するなどの障害が発生した。今後も、世界規模でのサイバー攻撃の発生等が懸念される。

### イ 各国に関する情勢

#### (7) 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っていると思われる。

例えば、暗号資産（仮想通貨）に関連した資金調達において、暗号資産（仮想通貨）交換業者へのサイバー攻撃や暗号資産（仮想通貨）採掘（マイニング）が指摘されている。韓国警察庁は、平成29年（2017年）9月、北朝鮮が同年7月から同年8月にかけてサイバー攻撃により暗号資産（仮想通貨）交換業者からビットコインの窃取を企図したと公表した。また、同年12月、米国は、同年5月に発生した「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアの感染事案について、北朝鮮によるものであるとして、北朝鮮を非難する旨発表した。我が国は、同事案の背後に北朝鮮

の関与があったと断定し、米国の発表を支持した。さらに、令和元年（2019年）9月、米国財務省は、北朝鮮が行ったとされるランサムウェア「WannaCry」によるサイバー攻撃等に関与したとして、北朝鮮政府が支援するハッカー集団「Lazarus」、「Bluenoroff」及び「Andariel」の3集団を、米国内における資産凍結等の制裁対象に指定したと発表した。

また、同月、国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会の専門家パネルは、北朝鮮が大量破壊兵器の開発資金として金融機関や暗号資産（仮想通貨）交換業者へのサイバー攻撃等を実行し、推定20億ドルを違法に得た疑いがあると報告した。

#### **(イ) 中国**

中国には、サイバー攻撃を行う様々な攻撃主体が存在し、その一部には人民解放軍等の関与が指摘されている。これらの攻撃主体は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行っていると思われる。

平成30年（2018年）12月、米国、英国等は、中国を拠点とする「APT10」といわれるサイバー攻撃グループに関して、中国政府からの指示によってサイバー攻撃を行っているなどとする非難声明を発表した。我が国においても、「APT10」からの民間企業、学術機関等を対象とした長期にわたる広範な攻撃を確認しており、かかる攻撃を断固非難する外務報道官談話が同月発表された。

また、令和元年（2019年）5月、米国司法省は、米医療保険大手アンセムを標的とした平成27年（2015年）の顧客情報流出事件で、中国人の男を含むハッカー集団を起訴したと発表した。

#### **(ウ) ロシア**

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃などを行ってきたと思われる。

平成30年（2018年）4月、米国及び英国政府は、ロシア政府が世界各国の政府機関、重要インフラ事業者等のネットワークインフラ機器にサ

サイバー攻撃を仕掛けているとして警告する共同声明を発表した。また、同年中には、米国が、民主党陣営が使用するコンピュータシステムへのサイバー攻撃等により、平成28年（2016年）の米国大統領選挙への介入に関与したとして、ロシア国籍の個人やロシア関連の企業を複数回にわたって起訴するなどした。さらに、平成30年（2018年）8月には、ロシア政府とつながりのあるハッカーが同年11月の米国中間選挙への干渉の一環として、米国の保守系政策研究機関のウェブサイトに対して攻撃を仕掛けていたと報道された。

このほか、同年10月、米国司法省は、世界ドーピング防止機構（WADA）や米国の原子力関連企業ウエスチングハウスに対するサイバー攻撃に関与したとして、ロシア軍参謀本部情報総局（GRU）当局者7人を起訴したと発表した。また、英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドは、WADA等に対するサイバー攻撃にGRUが関与しているとして非難する声明を発表した。

同年12月、チェコ保安情報庁（BIS）は、平成28年（2016年）から29年（2017年）にかけて実行された、チェコ外務省に対するサイバー攻撃に関して、ロシア連邦保安庁（FSB）及びロシア軍参謀本部情報総局（GRU）が関与していたことが明らかになったと発表した。

### 3 サイバー攻撃対策

#### (1) 体制

警察庁は、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や各国治安情報機関との情報交換に当たるとともに、「サイバー攻撃分析センター」において、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析を実施している。

また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察（注）には、「サイバー攻撃特別捜査隊」を設置している。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験を活かし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策に加え、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、サイバー攻撃事案に対する警察全体の捜査能力の向上を図って

いる。このほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしている。

さらに、警察庁及び地方機関に「サイバーフォース」と呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察のサイバー攻撃対策部門に対する技術支援を実施している。また、警察庁の「サイバーフォースセンター」は、全国の「サイバーフォース」の司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時には技術的な被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等を行う拠点として機能するほか、24時間体制によるサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国の「サイバーフォース」に対する指示等を行っている。

(注) 14都道府県警察

北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

## (2) サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。また、各国治安情報機関との情報交換を行うとともに、ICPOを通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進している。

平成30年9月以降、何者かがウェブサイトの閲覧等に必要となる通信の仕組みを悪用し、D o S 攻撃（注1）の一種であるSYN/A C Kリフレクター攻撃（注2）を狙ったものと考えられるウェブサーバ等に対するアクセスの増加を断続的に観測したため、同年11月、警察庁ウェブサイト「@police」において、適切なセキュリティ対策を講ずるよう注意喚起を行った。また、サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内のC 2サーバ（注3）を管理している事業者等に働き掛け、機能停止（テイクダウン）を促している。

(注1) D o S 攻撃

Denial of Serviceの略。特定のコンピュータに対し、大量のアクセスを繰り返し行い、コンピュータのサービス提供を不可能にするサイバー攻撃。

(注2) SYN/ACKリフレクター攻撃

ウェブサイト等を閲覧する際、接続要求(SYN)、接続許可(SYN/ACK)及び接続開始(ACK)の三段階の通信が行われる。この仕組みを悪用し、攻撃対象を装ってウェブサーバ等の多数の機器へ接続要求を行うことで、攻撃対象へ接続許可の通信を集中させてサービス不能状態に陥らせるDoS攻撃の一種。

(注3) C2サーバ

Command and Control server(指令制御サーバ)の略。C&Cサーバとする場合もある。攻撃者の命令に基づいて動作する、不正プログラムに感染したコンピュータに指令を送り、制御の中心となるサーバのこと。

### (3) 官民連携の推進

警察では、サイバー攻撃による被害を未然に防止するため、各都道府県警察と重要インフラ事業者等によって構成される「サイバーテロ対策協議会」を全ての都道府県に設置している。また、この協議会の枠組み等を通じ、個別訪問によるサイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っている。さらに、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練やサイバー攻撃対策セミナーを実施し、サイバー攻撃のデモンストレーションや事案対処シミュレーション等を行うことにより、緊急対処能力の向上に努めている。

このほか警察では、平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請している。また、我が国の事業者等を対象としたサイバー攻撃が呼び掛けられていることなどを認知した場合は、攻撃対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

さらに、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,100の事業者等(令和元年7月末現在)との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行う「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を構築しており、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。また、警察とウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、「不正プログラム対策協議会」を設置しており、不正プログラムに関する情報共有を行っているほか、セキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者との間で、「サイバーインテリジ

「フェイクニュース対策のための不正通信防止協議会」を設置しており、標的型メール攻撃等に利用される不正プログラムの接続先等の情報を共有することにより、我が国の事業者等が不正な接続先へ通信を行うことを防止している。

#### **(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバー攻撃対策の推進**

過去のサイバー攻撃の発生状況を踏まえると、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、その妨害や情報窃取等を目的とした、サイバー攻撃が発生することが懸念されるため、警察では、対策を強力に推進している。

既存の重要インフラ事業者等に加え、大会組織委員会、競技場をはじめとする大会関係施設等の大会関係事業者等と連携して、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めている。各事業者等に対する個別訪問等を通じ、事案発生時における警察との連絡体制を確立するほか、各事業者等の保有するシステムについて必要な助言等を行うなど管理者対策を推進している。また、サイバー攻撃事案の発生を想定したシナリオに基づき、各事業者等と共同対処訓練を実施することにより、事態対処能力の強化を図っている。

## 第5章 警備実施

### 第1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた警備諸対策

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下この章において「2020年東京大会」という。）の開催（開会式：令和2年7月24日）まで1年を切り、また、2020年東京大会のオリンピック聖火リレーは令和2年（2020年）3月26日に福島県からスタートする。警察としては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃等の発生が懸念される中、令和元年に開催された天皇陛下の御即位に伴う儀式等、G20大阪サミット等、ラグビーワールドカップ2019等に伴う警備結果を踏まえつつ、総力を挙げて各種警備対策を着実に推進することとしている。

#### 1 政府における枠組み

政府においては、平成27年（2015年）11月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定するなど、政府として講ずるべき施策に取り組んでいる。テロ対策をはじめとするセキュリティ対策については、平成26年10月に内閣危機管理監を座長とし、警察庁次長等を座長代理とする「セキュリティ幹事会」を設置するとともに、平成28年12月には、テロ対策及び災害対策を含めた警備対策とサイバーセキュリティのワーキングチームを設け、具体的な各種対策に取り組んでいる。同幹事会において、平成29年3月に大会のセキュリティ確保に必要となる基本的な考え方、総合的な態勢、主な対策、配意事項等が基本戦略として取りまとめられ（令和元年7月、同基本戦略を改定）、さらに同年7月、警察庁に「セキュリティ情報センター」が設置された。

このほか、平成28年6月に改正された平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づき、平成29年以降、毎年、政府の取組状況について国会に報告し、これを公表している。

また、2020年東京大会の前年に開催されたラグビーワールドカップ2019は、大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、ラグビーワールドカ

ップ大会の準備及び運営が、2020年東京大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることから、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法を踏まえ、政府として必要な支援に努めるとともに、セキュリティの万全と安全安心の確保等、2020年東京大会と共通する施策について、連携して推進した。

## 2 警察の取組

警察庁では、平成26年1月、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室」を設置、平成29年7月、同準備室を「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室」へと格上げし、平成30年4月には、同大会に関する各種対策の部門横断的な総合調整を図るため、専任の長官官房審議官を新たに設置して諸対策を推進した。また、2020年東京大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」を警察庁次長が担うほか、警察庁に設置されたセキュリティ情報センターにおいて、同大会の安全に関する情報集約、リスク分析等を行っており、平成31年4月には、同センターの体制を強化した。

また、令和元年9月20日から同年11月2日までの間に12都道府県で開催されたラグビーワールドカップ2019においては、大会期間中に台風第19号が上陸し、一部の試合日程が変更になったことに伴う対応もあったが、組織委員会や関係省庁等との緊密な連携を図るとともに必要な警備諸対策の推進により、警備を完遂した。

警視庁では、平成26年1月、警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部（以下「対策本部」という。）を発足させるとともに、同年8月、2020年東京大会を見据え、犯罪を更に減少させ、首都東京の治安に対する信頼感を醸成するため、犯罪対策の中・長期的な展望を示すものとして、「「世界一安全な都市、東京」実現のための警視庁ビジョン」を策定した。平成27年11月には、対策本部と同大会に協賛する企業が協力して情報交換や広報活動を行うことにより、同大会の「安全・安心」の実現に寄与することを目的とする「M P D - T O K Y O 2020 Sponsor Partnership（通称 P 3 : Public Private Partnership、以下「P 3」という。）」が設立された。警視庁は、同大会にお

けるテロ対策やサイバー攻撃対策等の課題について、大会の成功に向けてP3に参加する公式パートナー企業と協力した取組を行っている。また、平成29年7月から、大会関連施設が多数存在する湾岸エリアに機動隊員を派遣し、パトカーでの駐留警戒等を開始するなど、大会関連施設の安全確保のための対策を推進しているほか、最寄駅から競技会場入口までの観客移動ルートである「ラストマイル」の主要交差点等における防護柵やボラードの設置について関係機関と調整を進めるなど、競技会場外の安全確保のための取組を行っている。このほか、競技運営及び大会運営の能力を高めることを目的として、平成30年から実施されている各種競技のテストイベントでは、組織委員会等の関係機関と連携した警備諸対策を確認するなど、大会の成功に向けた取組を推進している。

## 第2 警衛・警護

### 1 警衛

平成31年（2019年）においては、天皇皇后両陛下（現上皇上皇后両陛下）は、京都御所茶会に御臨席及び神武天皇山陵に親謁の儀（3月：京都府及び奈良県）、神宮に親謁の儀（4月：三重県）等のため行幸啓になった。

令和元年（2019年）においては、天皇皇后両陛下は、第70回全国植樹祭御臨場（6月：愛知県）、第39回全国豊かな海づくり大会御臨席（9月：秋田県）、第34回国民文化祭・にいがた2019及び第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会御臨場（9月：新潟県）、第74回国民体育大会御臨場（9月：茨城県）のほか、即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀（11月：三重県）、即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵、孝明天皇山陵及び明治天皇山陵に親謁の儀（11月：奈良県及び京都府）等のため行幸啓になった。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、第30回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（5月：鳥取県）、令和元年度全国高等学校総合体育大会御臨席（7月：鹿児島県）、第43回全国高等学校総合文化祭「2019さが総文」御臨席（7月：佐賀県）、ラグビーワールドカップ2019日本大会釜石開催御臨席、併せて東日本大震災復興状況御視察（9月：岩手県）等のためお成りになった。

海外へは、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がポーランド及びフィンランドを御訪問（6月、7月）されたほか、秋篠宮皇嗣同妃両殿下及び悠仁親王殿下がブータンを御旅行（8月）になられるなど、皇族方が合計9回御訪問になった。

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。

### 2 警護

#### (1) 外国要人

令和元年中は、公式実務訪問賓客としてカタール国首長（1月）、ドイツ首相（2月）が来日し、国賓として米国大統領夫妻（5月）、公式実務訪問賓客としてフランス大統領夫妻（6月）がそれぞれ来日した。

関係都道府県警察では、所要の警護警備を実施し、外国要人の安全を確保

した。

## (2) 国内要人

安倍首相は、平成30年12月に首脳会談等のため南米（ウルグアイ及びパラグアイ）を、平成31年1月に首脳会談等のため欧州（オランダ及び英国）、首脳会談及びダボス会議出席等のためロシア及びスイスを、同年4月に首脳会談等のため欧州（フランス、イタリア、スロバキア及びベルギー）、北米（米国及びカナダ）を、令和元年6月に首脳会談等のためイランを、同年8月にG7ビアリッツ・サミット出席等のためフランスを、同年9月に東方経済フォーラム出席等のためロシア、国連総会及び欧州連結性フォーラム出席等のため米国及びベルギーを、同年11月にASEAN関連首脳会議出席等のためタイをそれぞれ訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身辺の安全を確保した。

## 第6章 自然災害等への対応

### 第1 東日本大震災等を踏まえた大規模災害への備え

東日本大震災後に全国警察で推進された危機管理体制の再点検・再構築により、各都道府県警察では、警察災害派遣隊の中核となる広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の対処能力向上を図るため、それぞれの地域における地理的特性等を踏まえつつ、非常参集、救出救助や避難誘導等に係る各種災害警備訓練を実施している。

警察庁では、大規模地震や大雨・台風に伴って発生する土砂災害等、我が国における災害特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を近畿管区警察局及び警視庁に整備したほか、平成28年（2016年）度から、大規模災害の対処能力強化に向けた取組として、効果的な部隊投入の決定等に資するために現地指揮所へと派遣する指揮支援班の運用を開始するとともに、平成29年には極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場での活動を主任務とする広域緊急援助隊特別救助班を4府県警察（注1）に新設し、16都道府県警察（注2）に拡大した。また、自衛隊、消防等関係機関との意見交換や合同訓練等を通じて、災害対応に資する連携強化を図っている。

（注1） 千葉、新潟、京都及び沖縄

（注2） 北海道、宮城、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡及び沖縄

### 第2 地震による被害

令和元年（2019年）中は、震度5強以上の地震が3回発生した。

このうち、山形県沖を震源とする地震の概要及び警察措置については、次のとおりである。

#### 1 山形県沖を震源とする地震の概要

令和元年6月18日午後10時22分頃、山形県沖の深さ14キロメートルを震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、新潟県村上市で震度6強を記録した。

## 2 警察措置等

新潟県警察及び山形県警察では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集や被災地域の警戒警ら等を実施した。また、警察庁、関東管区警察局及び東北管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震等における措置等について、政府における各種計画の策定・見直し等を踏まえ、引き続き、部隊派遣計画等の具体的な検討を進めていくこととしている。

## 第3 大雨による被害

令和元年（2019年）中の大雨による人的被害（10月31日現在）は、死者19人、行方不明者2人等であった。

主な大雨の概要及び警察措置については、次のとおりである。

### 1 大雨の概要（人的被害については、10月31日現在）

#### (1) 6月下旬からの大雨

令和元年6月下旬から梅雨前線が西日本から東日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため前線の活動が活発となった。その結果、同年6月28日から同年7月5日までの総降水量が、鹿児島県、宮崎県及び熊本県において500ミリを超える記録的な大雨となった。これにより死者2人等の被害が発生した。

#### (2) 令和元年8月の前線に伴う大雨

令和元年8月26日に中国大陸から九州南部を通過して日本の南にのびていた前線が、同月27日には対馬海峡付近から東日本に北上し、前線上に低気圧が発生して日本海を北東へ進んだ。その後同月29日にかけて、前線は対馬海峡付近から東日本に停滞した。この前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等で、東シナ海から九州北部地方にかけて発達した雨雲が次々と発生し、線状降水帯が形成維持された。このため、九州北部地方では同

月26日から同月29日までの総降水量が長崎県、佐賀県において500ミリを超える記録的な大雨となった。これにより死者4人等の被害が発生した。

### **(3) 低気圧等による大雨（令和元年10月24日から26日）**

東シナ海で発生した低気圧が、令和元年10月24日から同月26日にかけて、西日本、東日本、北日本の太平洋沿岸に沿って進んだ。この低気圧に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、日本の東海上を北上した台風第21号周辺の湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に広い範囲で大雨となり、特に千葉県及び福島県では総降水量が200ミリを超えたほか、3時間及び6時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。これにより死者11人、行方不明者2人等の被害が発生した。

## **2 警察措置等**

### **(1) 6月下旬からの大雨**

管轄する地域に被害が集中した鹿児島県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。また、警察庁、九州管区警察局及び関係道府県警察においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

### **(2) 令和元年8月の前線に伴う大雨**

管轄する地域に被害が集中した佐賀県警察及び福岡県警察では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。また、警察庁及び九州管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

### **(3) 低気圧等による大雨（令和元年10月24日から26日）**

管轄する地域に被害が集中した千葉県警察及び福島県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）

等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、交通対策等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

#### **(4) その他の大雨への対応等**

関係都道府県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、地域住民に対する早期避難の呼び掛けや警察航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、交通対策等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も部隊の装備資機材等の高度化や計画的な整備をはじめ、想定される被災現場における救助技術の更なる検討や警察航空機（ヘリコプター）の積極的な広域運用による早期被害状況等の把握、効果的な部隊派遣・運用等を図り、災害対処能力の向上に努めるとともに、大規模浸水や河川の氾濫への対応等についての検討を進めていくこととしている。

## **第4 台風による被害**

令和元年（2019年）中は、28個の台風が発生し、うち5個が日本に上陸し、15個が接近した。台風による人的被害（10月31日現在）は、死者85人、行方不明者8人等であった。

主な台風の概要及び警察措置については、次のとおりである。

### **1 台風の概要（人的被害については、10月31日現在）**

#### **(1) 台風第8号**

台風第8号は、令和元年8月2日に南鳥島近海で発生し、小笠原諸島付近を北西に進んだ後、同月6日午前5時頃に宮崎県宮崎市付近に上陸した。台風は引き続き九州地方を北西に進み、同月7日午前9時頃に日本海で熱帯低気圧に変わった。この台風により死者1人等の被害が発生した。

#### **(2) 台風第10号**

台風第10号は、令和元年8月6日にマリアナ諸島付近で発生し、同月15日

午後3時頃に広島県呉市付近に上陸した。その後、中国地方を縦断し、日本海を北に進んだ後、同月16日午後9時頃に日本海北部において温帯低気圧に変わった。この台風により死者2人等の被害が発生した。

### **(3) 台風第15号**

台風第15号は、令和元年9月5日に南鳥島近海で発生し、小笠原諸島付近を北西に進んだ後、同月9日午前5時前に強い勢力で千葉県千葉市付近に上陸した。関東地方を北東に進んだ後、同月10日午後3時頃に日本の東で温帯低気圧に変わった。この台風により死者1人等の被害が発生した。また、千葉県等において多数の電柱の倒壊・損傷等による大規模かつ長期間の停電が発生した。

### **(4) 台風第19号**

台風第19号は、令和元年10月6日に南鳥島近海で発生し、一時大型で猛烈な台風に発達した後、同月12日午後7時前に強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、同月13日午後0時に日本の東で温帯低気圧に変わった。この台風により死者79人、行方不明者7人等の被害が発生した。また、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、浸水害、土砂災害等が発生した。

## **2 警察措置等**

### **(1) 台風第15号**

大規模な停電等が発生した千葉県警察では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集、住民の安否確認、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

### **(2) 台風第19号**

大規模な被害が発生した宮城県警察、福島県警察及び長野県警察では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊及び警察用航空機（ヘリコプター）の支援を受け、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の

搜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

### (3) その他の台風への対応等

関係都道府県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集や被災者の救出救助、行方不明者の搜索、被災地域の警戒警ら等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も各種合同訓練の積極的な実施を推進し、関係機関との連携強化等を図るほか、装備資機材の整備を進めるなど、災害対処能力の向上に努め、大規模浸水や河川の氾濫への対応等についての検討を進めていくこととしている。

## 第5 噴火による被害

令和元年（2019年）中は、平成31年（2019年）1月17日に鹿児島県くちのえらぶの口永良部島しま、令和元年8月7日に長野県と群馬県の境にある浅間山が噴火した。

このうち、浅間山の噴火の概要及び警察措置については、次のとおりである。

### 1 浅間山の噴火概要

令和元年8月7日午前10時08分頃、浅間山が噴火したことにより、気象庁は噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から3（入山規制）に引き上げた。

### 2 警察措置等

長野県警察及び群馬県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集、避難区域の残留者確認及び避難誘導等の活動を実施した。また、警察庁及び関東管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も噴火発生時における初動対処訓練を実施するとともに装備資機材の整備に努めるほか、大規模噴火時における広域降灰による影響等についての検討を進めていくこととしている。

## **第6 各種感染症への対策**

### **1 新型インフルエンザ等への対応**

警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年（2013年）4月に施行されたことを踏まえ、同年10月には、発生段階に応じ、警察庁及び都道府県警察が実施すべき、感染対策、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援等を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、平成26年7月、国家公安委員会及び警察庁が限られた人員の中で、治安維持機能を継続できるよう必要な事項を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。各都道府県警察においても、知事部局等関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた行動計画を策定している。さらに、警察庁では、新型インフルエンザ等発生時の対処能力向上のため、平成25年度以降、年1回、政府全体訓練と連携した訓練を実施しており、各都道府県警察においても、関係機関、団体等と連携した訓練を実施している。

### **2 その他国際的に脅威となる感染症への対応**

エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の感染症が、国際社会にとって大きな脅威となっていることを受け、平成27年9月、関係機関の緊密な連携の下に、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が開催され、同閣僚会議の下に「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（構成員：警備局長）」、「国内検査・研究体制推進サブチーム（構成員：警備第二課特殊警備対策官）」等が設置された。

警察では、同閣僚会議において決定された、「国際的に脅威となる感染症対

策の強化に関する基本方針（平成27年9月）」及び「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月）」を踏まえ、関係機関が一体となって行う感染防止対策へ積極的に参画するとともに、情勢の変化に対応した体制の見直し、感染症対策に関する研修・教養、感染防護資機材の着脱訓練を始めとする各種訓練、必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行い、対処能力の向上を図ることとしている。

令和元年（2019年）7月17日、世界保健機構（WHO）によって、コンゴ民主共和国において発生したエボラ出血熱に関し、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたが、警察においては、感染防止資機材を準備し、対応に万全を期するとともに、関係省庁と緊密に連携しつつ、感染者（感染の疑いがある者を含む。）の搬送支援等、各種諸対策を講じることとしている。